

# 第5章 経 営 局

## 第1節 農林漁業関係の税制

### 1 国税に関する改正

平成13年度における国税の改正は、最近の経済情勢等を踏まえ、企業組織再編成に係る税制を整備したほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から所要の措置を講ずることとした。

農林漁業関係税制については、食料・農業・農村基本法の制定に伴い、農業経営の安定及び農業構造改善の推進を図るための措置、森林・林業基本法、水産基本法の制定に向け林業施策及び漁業施策の充実・推進を図るための措置、農林水産関連企業等の経営基盤の強化及び農業協同組合の組織整備の促進等のための措置等を中心に各種の税制上の支援措置が講じられたほか、期限の到来する特例措置の一部見直し及び適用期限の延長等所要の措置が講じられた。

施行日は原則として平成13年4月1日である。

#### 租税特別措置法

##### ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度について、次の措置を講じた上、適用期限を3年延長する。(法第36条の6)

① 買換え資産である家屋の床面積要件の上限を280㎡(現行240㎡)に引き上げる。

② 買換え資産である耐火建築物に係る築後経過年数要件を25年以内(現行20年以内)に緩和する。

(イ) 平成11年から2年半の間講じられている住宅ローン控除制度の終了(平成13年6月30日)に伴い、平成15年12月31日までの制度として新住宅ローン減税制度を創設する。この場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間については、次のとおりとする。(法第41条)

| 居住の用に供する時期                  | 控除期間 | 住宅借入金等の年末残高  | 控除率 |
|-----------------------------|------|--------------|-----|
| 平成13年7月1日～<br>平成15年12月31日まで | 10年間 | 5,000万円以下の部分 | 1%  |

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合については、居住用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の現行の措置と同様の措置とする。

(ウ) 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。(法第41条の14)

① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に、商品取引所法に規定する先物取引(以下「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得(以下「商品先物取引による所得」という。)については、他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。

② 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。

③ 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。

④ 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書(以下「商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。

⑤ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。

⑥ 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

(エ) 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、農林業担い手育成施設を追加し、農林業体験施設を除外するとともに、適用期限を2年延長する。(法第43条の3)

(オ) 植林費の損金算入の特例制度について、損金算入率を35%（現行30%）に引き上げた上、適用期限を2年延長する。(法第50条)

(カ) 新事業創出促進法に基づき共同で現物出資をした場合の課税の特例について、きのこ種菌製造業を追加するとともに、適用期限を2年延長する。(法第66条)

(キ) 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併、農業協同組合と農業協同組合との合併、森林組合併助成法の認定を受けて行われる森林組合の合併及び漁業協同組合合併促進法の認定を受けて行われる漁業協同組合の合併に係る次の措置について、その前提となる取扱いが企業組織再編成に係る税制の整備によって変更されることに伴い、これらの措置を見直し、平成16年3月31日までの間、新たな企業組織再編成に係る税制の下で法第2条第12号の8の規定に該当しない場合であっても共同事業合併（適格合併）として取扱う措置を講ずる。(法第67条の7)

① 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第2条第1項に規定する信用農業協同組合連合会）との合併

② 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（一を除く）との合併

③ 農業協同組合と農業協同組合との合併

④ 森林組合併助成法第2条の規定により同法第4条第2項の認定を受けて行われる森林組合と森林組合との合併

⑤ 漁業協同組合合併促進法第2条の規定により同法第4条第2項の認定を受けて行われる漁業協同組合

と漁業協同組合との合併

(ク) 増加試験研究費の税額控除制度について特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加するとともに、適用期限を2年延長する。(法第10条、第42条の4)

(ケ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品循環資源の再生利用設備に係る特別償却制度（25%）を創設する。(法第11条の7、第44の9)

(コ) 相続税の小規模宅地等の特例の拡充（法第69条の4）

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の措置を講ずる。

① 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を400㎡までの部分（現行330㎡までの部分）に拡充する。

② 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を240㎡までの部分（現行200㎡までの部分）に拡充する。

③ 上記(ア)の宅地等、(イ)の宅地等及びその他の特例適用対象宅地等のうちいずれか2以上の宅地等を選択する場合には、適用対象面積の調整を行う。

(注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

(サ) 贈与税の基礎控除の引上げ（法第70条の2）

贈与税の基礎控除の金額を、当分の間、110万円（現行60万円）に引き上げる。

(注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

(シ) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、適用期限を3年延長する。(法第70条の3)

① 非課税限度額を550万円（現行300万円）に引き上げる。

② 適用対象に次の贈与を加える。

a その者の所有する住宅について一定の増改築の費用に充てるために受ける金銭の贈与

b 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有する住宅を、当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

(注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する金銭に係る贈与税について適用する。

(ヌ) 農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる事業譲渡に事業の一部譲渡を追加し、当該一部譲渡の税率を次のように軽減した上、適用期限を3年延長する。(法第78条の2第1項)

① 所有権の移転登記1,000分の25（本則1,000分の50）

② 賃借権等の移転登記1,000分の12.5（本則1,000分の25）

③ 抵当権等の移転登記1,000分の1.5（本則1,000分の2）

イ 租税特別措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置について、適用期限を2年（(イ)は3年、(ロ)は1年、(ハ)は5年）延長する。

(ア) 山林所得に係る森林計画特別控除（法第30条の2）

(イ) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度（法第41条の5）

(ロ) 山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度（法第43条の3第2項第1号）

(エ) 商業施設等の特別償却制度（法第44条の7）

① 中小小売商業振興法

② 食品流通構造改善促進法

③ 中心市街地活性化法

(オ) 農業協同組合等の貸倒引当金の割増繰入措置（法第57条の9）

(カ) 産業活力再生特別措置法に基づき共同で現物出資をした場合の課税の特例（法第66条）

(キ) 産業活力再生特別措置法に基づく欠損金の繰越期間の特例制度（法第66条の12）

(ク) 産業活力再生特別措置法に基づく欠損金の繰戻し還付の不適用の除外措置（法第66条の14）

(ケ) HACCP法の規定による認定試験研究計画に係る試験研究費用に充てるために負担金を支出する構成員の試験研究費が増加した場合の税額の特別控除（法第10条第1項、第42条の4第1項）

(コ) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に従って認定農業者が取得する一定の機械装置について、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却の選択適用を認める。（法第10条の4、第42条の7）

(サ) 中小企業経営革新支援法関係

① 経営革新計画に従って中小企業者が取得する一定の機械装置について、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却の選択適用（リース資産

についても税額控除を適用）（法第10条の4、第42条の7）

② 経営基盤強化計画の承認を受けた組合等の構成員である中小企業者が所有する機械装置等について、5年間普通償却限度額の27%の割増償却（法第13条の2第2項、第46条第2項）

(シ) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画に従って中小企業者が取得する一定の機械装置について、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却の選択適用（法第10条の4、第42条の7）

(ス) 産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画の認定及び確認を受けた個人又は法人が取得する一定の機械その他の減価償却資産について、18%又は24%の特別償却（法第11条の3、第44条の4）

(セ) 中小企業者の機械等の特別償却制度（法第12条の2、第45条の2）

(ソ) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業者で中小漁業構造改善計画の認定を受けた漁業協同組合等の構成員に該当し、かつ当該計画に係る特定業種漁業を主として営む個人又は法人が取得する漁船について、16%の割増償却（法第13条の2、第46条）

(タ) HACCP法関係

① 試験研究法人が、認定試験研究計画に定める賦課の基準に基づいて、試験研究用機械装置の取得等のため、構成員に賦課する負担金の特別償却（法第18条、第52条）

② 試験研究法人が認定試験研究計画に定める賦課の基準に基づいて構成員に賦課した負担金をもって取得する固定資産の資研研究用固定資産の圧縮記帳（法第66条の10）

(チ) 特定の事業用資産の買い換え等の場合の課税の特例措置（法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の7、第65条の9）

(ツ) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する市町村長の勧告に係る協議等により取得した農地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（法第77条の3第1項）

(テ) 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により取得した農地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（法第77条の3第1項）

(ト) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（法第78条）

(ナ) 農業協同組合が農業協同組合法の規定により農



業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置（法第78条の2第2項）

（ニ）農業共済組合が合併により取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減措置（法第78条の5第5項）

（ヌ）農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（法第78条の4）

（ネ）産業活力再生特別措置法に基づく登記の税率の軽減措置（法第80条第2項）

#### ウ 租税特別措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容等を縮減した上、適用期限を2年（ウは縮減のみ）延長する。

（ア）多極分散型国土形成促進法に基づく特定中核的民間施設の特別償却制度（8%→7%、取得価額の最低限度5億円→6億円）（法第43条の3）

（イ）商業施設等の特別償却制度（中小小売商業振興法の店舗集団化計画に係る共同利用施設等を除外）（法第44条の7）

（ウ）海外投資等損失準備金制度（特定株式等の範囲から特定海外事業（投資）法人及び特定海外経済協力事業（投資）法人の株式等を除外）（法第55条）

（エ）農業協同組合等の留保所得の特別控除制度（適用対象者から信用事業を行う農業協同組合及び同連合会を除外）（法61条）

（オ）農用地利用集積準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度（対象から器具、備品を除外）（法第61条の2、第61条の3）

（カ）中小企業技術基盤強化税制（税額控除割合を、平成14年3月31日までの間に開始する事業年度（平成14年分）については10%とし、平成15年3月31日までの間に開始する事業年度（平成15年分）については6%）（法第10条の3、第42条の4）

（キ）中小企業等基盤強化税制（卸売業又は小売業を営む大規模法人等を適用対象者から除外、飲食店業等に係る対象設備から自動仕分けコンベアー、ピッキング情報自動表示装置を除外）（法第10条の4、第42条の7）

（ク）公害防止用設備の特別償却制度（一般公害用設備の取得価額の最低限度（150万円）を設定）（法第11条、法第43条）

（ケ）産業活力再生特別措置法に係る事業革新設備等の特別償却制度（対象設備の見直し）（法第11条の3、第44条の4）

（コ）特定余暇利用施設の特別償却制度（取得価額の最低限度を1億3,000万円（現行1億2,000万円）、基本

構想の変更同意期限を1年延長）（法第11条の4、第44条の5）

（サ）農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度（適用対象から器具、備品を除外）（法第13条の3、第46条の3）

（シ）鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度及び鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度（対象となる支出金の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外）（法第18条、第52条、第66条の10）

（ス）技術等海外取引に係る所得の特別控除制度（控除限度額を所得金額の100分の15（現行100分の20）、取引先から除外される外国法人（関係会社）の範囲の見直し）（法第21条、第58条）

（セ）農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（1,000分の15→1,000分の18）（法第77条）

（注）上記の改正は、平成14年1月1日以後に生前一括贈与により取得する農地等に係る登録免許税について適用する。

（ソ）NTT－A型の無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（3/1000→4/1000）（法第83条第2項）

（タ）贈与税納税猶予制度の適用者が特例適用農地等のすべてを一括して自らが代表権を有する農業生産法人に使用貸借した場合の特例措置（平成7改正法附則第36条3項、平成13年改正法附則第32条第5項）

#### エ その他

次の特例措置を廃止する。

（ア）取得価額100万円未満の特定の情報通信機器を取得した場合の取得価額の全額の損金算入（旧法第12条の4、第45条の3）

（イ）計画造林準備金制度（積立分につき経過措置）（旧法第56条の3）

（ウ）特定農産加工法に基づく欠損金の繰越期間の特例措置（旧法第66条の12）

## 2 地方税に関する改正

平成13年度における地方税の改正は、最近における社会経済情勢に対応して早急に実施すべき措置として、自動車の環境負荷に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ず

ることとし、次のとおり地方税制の改正が行われた。

農林漁業関係税制についても、適用期限の到来する特例措置の延長及び特例措置の一部見直し等の措置が講じられた。

施行日は原則として平成13年4月1日である。

#### (1) 道府県民税及び市町村民税

##### 特例措置の創設

(ア) 道府県民税利子割の課税客体である利子等の範囲に、農水産業協同組合貯金保険機構が支払う保険金のうち利息等に相当する部分並びに同機構による貯金等債権の買取りの対価のうち金銭信託の収益の分配及び金融債の利子に相当する部分を追加する。(法第23条1項14号)

(イ) 所得割の納税義務者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に行う商品取引所法に規定する先物取引による所得で一定のもの（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して道府県民税2%、市町村民税4%の税率により申告を通じて課税する。

この場合において、商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、個人住民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。(法附則第35条の4)

#### (2) 事 業 税

水産基本法の成立に伴い、沿岸漁業等振興法を廃止した。(法第11条の2)

#### (3) 不動産取得税

##### ア 特例措置の創設・拡充

新事業創出促進法の認定事業再構築計画に従って設立された新設会社が特定会社から取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象業種にきのこ種菌製造業を追加し、価格から控除すべき額を10分の1（現行6分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。(法附則第11条23項)

##### イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限を2年（(オ)は3年、(カ)は1年）延長する。

(ア) NTT-A型の無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（法附則第10条第4項）

(イ) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（法附則第11条第2項）

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係

る減額措置（法附則第11条の4第7項）

(エ) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って譲渡される不動産に係る減額措置（法附則第11条の4第9項）

(オ) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する土地に係る納税義務の免除措置（法附則第11条の7）

(カ) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の特例措置が適用される場合に徴収猶予を継続する特例措置（平成7改正法附則第11条の7、平成13改正法附則第5条）

##### ウ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減等された上、適用期限を2年延長する。

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（価格から控除する額を農用地区域内にある土地：1/4→1/5、農用地区域内にある土地以外の土地：1/5→1/6）（法附則11条第3項）

(イ) 新事業創出促進法第9条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法に基づき、認定事業者が認定事業再構築計画に従って営業を譲渡した場合の課税標準の特例措置（1/6→1/10）

(ウ) 入会林野整備等により取得する土地に係る減額措置（対象となる入会林野等の面積要件：16ha以上→18ha以上）（法附則第11条の4第5項）

##### エ 特例措置の廃止

農住組合が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設に係る課税標準の特例措置（旧法第73条の14第6項）

#### (4) 固定資産税・都市計画税

##### ア 特例措置の創設

(ア) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、食品循環資源再生処理設備（食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備）を追加する。(法附則第15条第22項)

(イ) 農業協同組等が取得した農林漁業者等の共同利用の機械等に係る課税標準の特例措置の拡充（法第349条の3第4項）

(ウ) 森林組合等が取得した林業者の機械等に係る課税標準の特例措置の拡充（法第349条の3第4項）

##### イ 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容を縮減した上、

2 年延長する。

(ア) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（取得価額要件：540万円以上→600万円以上、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置：課税標準を最初の 3 年間価格の7/8→9/10）（法附則第15条第14項）

(イ) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準：3 年間価格の4/5→5/6）（法附則第15条第32項）

#### (5) 特別土地保有税

##### ア 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容を縮減された上、2 年延長された。

(ア) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設の用に供する土地に係る非課税措置（取得価額要件：5 億円超→5 億5,000万円超、適用期間：当初基本構想の公表後10年→当初基本構想の公表後10年又は変更基本構想の公表後10年）（法第586条第 2 項第 1 号の 2）

(イ) 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置（取得価額要件：2,700万円超→2,900万円超）（法第586条第 2 項第 1 号の 8）

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の土地に係る非課税措置（対象から事業提携に係る事業の用に供する土地を除外）（法第586条第 2 項第15号）

##### イ 特例措置の廃止

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置（旧法586条第 2 項第 1 号の13）

#### (6) 事業所税

##### ア 特例措置の創設・拡充

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対して、課税標準の特例措置を講ずる（資産割、新增設については3/4控除、従業員割については1/2控除）。（法第701条の41第 1 項第 4 号、法第701条の41第 1 項第 4 号の 2）

##### イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新增設に係る非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置（法附則第32条の 4 第 1 項）

##### ウ 特例措置の整理合理化等

(ア) 次の特例措置について、その特例内容を縮減した上、2 年延長する。

多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する新增設に係る非課税措置及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置（取得価額要件：5 億円超→5 億5,000万円超）（法附則第32条の 4 項第 2 項）

(イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置（事業提携に係る事業の用に供する施設を除外）（法附則第32条の 8 第 2 項、第32条の 9 第 3 項）

### 3 第151回国会等において成立した法律に基づく改正事項

ア 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成13年法律第 1 号）

平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置を講じる（個人は事業所得一時所得扱い、法人は当該補助金で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳）

イ 農業協同組合法等の一部を改正する法律に基づく措置

##### (ア) 法人税

指定支援法人が行う法定業務にかかる負担金の損金算入

##### (イ) 所得税・法人税

農業協同組合等の信用事業譲渡に伴う退職給与積立金の適格退職年金と特定退職金共済間の非課税相互移管措置

##### (ウ) 登録免許税

農業協同組合の信用事業の全部譲渡に伴う不動産に係る軽減措置

##### (エ) 不動産取得税

① 農業協同組合等の信用事業譲渡に係る課税標準の特例措置

② 農業協同組合等の現物出資による会社設立に係る非課税措置

##### (オ) 特別土地保有税

① 農業協同組合等の信用事業譲渡に係る非課税措置

② 農業協同組合等の現物出資による会社設立に係る非課税措置



(カ) その他  
既存税制の継続、組織変更並びに規定の整備  
ウ 農林年金と厚生年金との統合法に基づく措置  
(ア) 所得税  
① 存続組合の積立金の運用利子等の非課税  
② 退職共済年金等に対する公的年金等控除の扱い等（既裁定給付）  
③ 特例年金等に対する公的年金等控除の扱い等（新規裁定給付）  
(イ) 法人税  
① 存続組合の非課税  
② 特例業務負担金の団体負担分の損金算入  
(ウ) 地価税  
存続組合に対する非課税措置  
(エ) 登録免許税  
農林年金の事務所、福祉事業用不動産に係る規定の整備  
(オ) 印紙税  
農林年金組合員への融資に係る規定の整備  
(カ) 消費税  
存続組合に対する国又は地方公共団体に準ずる法人の特例措置  
(キ) 道府県民税・市町村民税  
① 清算経理に係る積立金の運用利子等の非課税  
② 退職共済年金等に対する公的年金等控除の扱い等に対する非課税措置（既裁定給付）  
③ 新規裁定給付（特例年金等）に対する公的年金等控除の扱い等  
④ 存続組合に対する非課税措置  
⑤ 特例業務負担金の団体負担分の損金算入  
(ク) 事業税  
存続組合に対する非課税措置  
(ケ) 不動産取得税  
農林年金が取得する不動産に係る規定の整備  
(コ) 固定資産税・都市計画税  
存続組合の事務所に対する非課税措置  
(サ) 事業所税  
存続組合に対する非課税措置  
エ 農業者年金基金法の一部を改正する法律に基づく措置  
(ア) 所得税  
① 農業者年金基金が支払を受ける利子等に係る非課税  
② 経営移譲年金等の公的年金等控除の適用  
③ 死亡一時金に係る非課税措置  
④ 脱退一時金（特例脱退一時金を含む）の退職所

得扱い  
⑤ 農業者年金の加入者拠出金の社会保険料控除扱い  
⑥ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除  
(イ) 法人税  
農業者年金基金が行う農地等の売買貸借業務・融資業務を収益事業から除外  
(ウ) 相続税・贈与税  
贈与税の納税猶予の適用を受けている者が経営移譲を行う場合の特例措置  
(エ) 登録免許税  
農業者年金基金が行う農業者年金業務等のためにする不動産登記についての非課税措置  
(オ) 消費税  
① 農業者年金基金が支払を受ける掛金に係る非課税措置  
② 農業者年金基金の行う農地等売渡業務及び農地等の取得に必要な資金の貸付業務に係る非課税措置  
(カ) 印紙税  
農業者年金事業に関する文書を農業者年金基金等が作成する場合の非課税措置  
(キ) 道府県民税・市町村民税  
① 農業者年金の保険料に係る所得税法上の特例措置に伴う課税標準の特例措置  
② 農業者年金基金にかかる所得税法上及び法人税法上の特例措置に伴う課税標準の特例措置  
(ク) 事業税  
農業者年金基金の行う農地等の売買貸借・融資業務に伴う非課税措置  
(ケ) 不動産取得税  
① 農業者年金基金が農地等の買い入れ事業により農地等を取得した場合に係る非課税措置  
② 贈与税の納税猶予の適用を受けている者が経営移譲を行う場合の特例措置に伴う徴収猶予措置  
(コ) 特別土地保有税  
農業者年金基金が農地等の買い入れ事業により農地等を取得した場合に係る非課税措置  
(サ) 事業所税  
農業者年金基金の事業所用家屋の新增築に係る非課税措置  
オ 森林法の一部を改正する法律に基づく措置  
(ア) 所得税  
① 山林所得に係る森林計画特別控除  
② 森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化等のために土地を譲渡した場合の特別控除

(イ) 法人税

植林費の損金算入

(ウ) 相続税・贈与税

計画伐採による延納等の拡充

(エ) 特別土地保有税

林業用地の保有又は取得の非課税

カ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(仮称)に基づく措置を創設する

(ア) 所得税・法人税

① 都道府県知事のあつせんにより林地を取得した場合の譲渡所得800万円の特別控除制度

② 林業経営改善計画を実施する者の林業用機械等の割増償却制度

(イ) 登録免許税

認定を受けた林業者が都道府県知事のあつせんにより取得する林地に係る軽減措置

(ウ) 不動産取得税

認定を受けた林業者が都道府県知事のあつせんにより取得する林地の課税価額の軽減措置

キ 農住組合法の一部を改正する法律に基づく措置

(ア) 所得税

農住組合が行う一定の交換分合

(イ) 法人税

農住組合が行う一定の交換分合

(ウ) 不動産取得税

農住組合が行う一定の交換分合

(エ) 特別土地保有税

農住組合が行う一定の交換分合

ク 農地法の一部を改正する法律に基づく措置

(ア) 農業生産法人が組合員又は社員となる資格を有する者から現物出資により取得する土地に係る不動産取得税の非課税措置を廃止し、新たに農業生産法人が現物出資により取得する農業及び農業関連事業の用に供する土地にかかる納税義務の免除措置を講ずる。

(イ) 農業生産法人が現物出資により取得する農業及び農業関連事業の用に供する土地に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税の免除措置を講ずる。

## 4 その他（土地税制関係）

### (1) 国税関係

ア 個人の長期譲渡所得の課税の特例制度について、土地等又は建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例措置の適用期限を3年延長する。(租法第31条第1項、附則第14条)

イ 個人の短期譲渡所得の課税の特例制度について、

軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件の適用停止措置の期限を3年延長する。(租法第32条第1項)

ウ 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。(租法第28条の4)

エ 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（有料住宅地等のための譲渡等をに係る適用除外）の適用期限も平成15年12月31日まで延長する。(租法第62条の3第17項、第63条7項)

オ 既成市街地等の内から外への買換えについて譲渡資産に係る取得時期の制限（現行は平成3年3月31日以前に取得されたもの）を所有期間10年超のものとする。(租法第65条の7第1項)

カ 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を3年延長する。(租法平成3改正法附則第19条第6項、第7項、第8項、第9項)

キ 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、一定の公共事業の用に供するために特例適用農用地等を当該公共事業のために必要となる施設等の用に一時転用した場合には、納税猶予の特例の継続適用を認める措置を講ずる。(租法第70条の4第15項、第70条の6第20項、平成7改正法附則第36条第3項)

ク 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。(法第91条関係)

### (2) 地方税関係

三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地であり、平成6年4月1日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業等に係る事業認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象区域を平成10年12月31日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は土地区画整理事業等に係る事業認可等がされた区域に限定し、3年間1/6減額（現行1/3減額）としたうえ、その適用期限を2年延長する。(附則第29条の6関係)



## 第2節 農業経営基盤の強化

### 1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めた。

#### (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

#### (2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する。

この認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、税負担の軽減、農林漁業金融公庫等による資金の貸付けの配慮、国、地方公共団体、農業団体による経営関係の研修、農業従事者の養成及び確保の円滑化等の支援措置を講ずることとしている。

#### (3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

##### ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画（農用地利用増進計画を改名）」を作成、公告す

ることにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

また、土地改良区が換地と一体的に必要な利用権の設定について申し出た場合には、市町村はその申出を勘案して「農用地利用集積計画」を定める仕組みが整備された。

##### イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人を農用地利用規程に明確化（特定農業法人）し、当該法人への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。

##### ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

## 2 農業経営体質強化対策事業等

### (1) 経営対策体制整備推進事業

食料・農業・農村基本法の制定を受け、食料の安定供給と農業・農村の有する多面的機能の発揮という政策理念の実現に向け、効率的・安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、各地域において生産対策の展開を踏まえつつ、認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積をはじめ、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

このような観点から、関係機関・団体の連携・調整などを行う協議会等について、都道府県、市町村の各段階で一元化した新たな推進体制を構築するとともに、各種事業共通のビジョン・目標、年度活動計画等を定めた「地域農業マスタープラン」を策定し、その具体化に必要な事業を計画的に推進するとともに、進行管理及び総合的評価を行うものである。

|        |           |
|--------|-----------|
| a 事業主体 | 市町村、都道府県  |
| b 補助率  | 2分の1以内    |
| c 予算額  | 317,985千円 |

### (2) 農業経営体質強化対策事業

近年における農村社会の高齢化、兼業化の進行とこ

れに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等農業の担い手と土地利用の各般にわたる問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが現下の農政の緊急の課題となっている。

このような観点から、本事業は、関係機関・団体の連携による推進体制の下で、基本構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）の具体化に向けての関係機関・団体が一体となった活動の促進、認定農業者（法第12条第1項の規定により認定を受けた者という。以下同じ。）等に対する支援及び農業生産法人その他の農業を営む法人（以下「農業法人」という。）の育成・支援とこれらの活動による地域農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等を一体的に行おうとするものである。

#### ア 経営改善支援活動事業

この事業は、市町村における経営・生産対策推進会議（経営対策体制整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営・生産対策推進会議をいう。以下「推進会議」という。）の下に設置された市町村経営基盤強化促進委員会の主体的活動の下で、基本構想の具体化に向け、

- ・基本構想推進アクションプログラムの作成及び実施・基本構想の推進のための啓もう普及
- ・農業関係機関・団体の基本構想の具体化に向けた実践活動の進行管理

等の活動を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保等を図るため、認定志向農業者（認定農業者になることを志向する農業者をいう。以下同じ。）の農業経営改善計画（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）作成、認定農業者の農業経営改善計画の実現等を支援するため市町村経営改善支援センターを設置し、

- ・経営改善に関する相談
- ・認定農業者の組織化支援
- ・認定志向農業者に対する研修会
- ・経営改善スペシャリスト相談会
- ・認定農業者の能力開発のための支援活動
- ・農業経営改善計画のフォローアップ活動
- ・認定農業者の経営改善に必要な情報の収集・提供活動
- ・ネットサロンの設置によるインターネットを活用し

た多様かつ機動的な情報通信環境の整備等を行うものである。

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| a 事業主体 | 市町村、都道府県、全国農業会議所、都道府県農業団体等  |
| b 補助率  | 2分の1以内（全国農業会議所、都道府県農業団体は定額） |
| c 予算額  | 1,109,312千円                 |
- イ 農業法人育成支援事業

この事業は、経理の明確化を通じた経営管理能力の向上、社会保険の適用による就業者等の福祉の増進、新規就農者の受入れを通じた経営の継続性の確保等法人経営の利点を踏まえ、都道府県段階において、法人化を志向する農業者や経営改善を図ろうとする法人経営者に対する個別相談活動、法人経営者等を対象とする研修会の開催等の活動、異業種・消費者等との提携活動を実施するとともに、全国段階において、法人化の推進に資するための情報交換誌の発行やシンポジウムの開催、農業法人に関する情報発信活動、法人経営に係る情報の収集・分析等の支援活動を実施するものである。

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| a 事業主体 | 都道府県、全国農業団体、都道府県農業団体 |
| b 補助率  | 2分の1以内（全国農業団体は定額）    |
| c 予算額  | 274,092千円            |
- ウ 農業人材確保育成総合対策事業

この事業は、近年、農業経営の規模拡大や法人化の進展等に伴い、年間を通じた雇用を導入する農業者が増加し、また、農業法人等の従業員として農業に参入することを希望する若者が増加していることから、厚生労働省等との連携の下に、農業就業者の安定確保のため、農業法人等の求人・研修情報の収集・提供、大学と農業経営者との連携による学生の就業体験（農業インターシップ）に関する情報の提供、及び新規就農相談センターによる農地等情報の収集・提供、就農相談を実施することにより、農業法人等への就職の円滑化と農業経営を担う人材の確保育成を推進するものである。

- |        |           |
|--------|-----------|
| a 事業主体 | 全国農業会議所、  |
| b 補助率  | 定額        |
| c 予算額  | 239,260千円 |
- エ 農業ヘルパーセンター整備事業

この事業は、認定農業者等が経営改善を図る上で重要な課題となっている農作業の季節性等に対応した補助労働力を確保するため、公共職業安定所等との連携の下、高齢農家、兼業農家、地域住民等の参加を得て、

地域における補助労働力の確保システムとして農業ヘルパーセンターを整備するとともに、季節的補助労働力を市町村、農業協同組合管内等の一定地域内で確保することが困難な地域における農業労働の実態に係る情報を都市部等の求職者へ提供する等、補助労働力の効率的な確保のための支援を行うものである。

- a 事業主体 都道府県、市町村、農協、全国農業協同組合中央会等
- b 補助率 2分の1以内（全国農業協同組合中央会にあっては定額）
- c 予算額 39,577千円

#### オ 認定農業者支援緊急リース事業

この事業は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者の経営改善を加速化するため、認定農業者が技術革新等の経営環境の変化に対応しながら、機動的に経営規模の拡大や経営転換を実施するために必要な機械・施設のリース方式による導入を支援するものである。

- a 事業主体 全国農業団体
  - b 補助率 定額
  - c 予算額 147,613千円
- カ 地域農業経営体モデル事業

この事業は、経営管理能力、対外信用力、人材の育成等の面で利点を有する法人形態での農業経営の長所を活用し、これらに優れた農業法人を核とした生産から流通・販売までを踏まえた地域農業の企画・調整システムを構築することにより、農業者の生産意欲と経営管理能力の向上、農業経営の発展・安定等を推進し、もって地域農業を活性化させ、その持続的発展を図るものである。

- a 事業主体 都道府県、農業法人を核とした農業者の組織する団体
- b 補助率 2分の1以内（農業法人を核とした農業者の組織する団体は定額）
- c 予算額 112,861千円

#### キ 効率的かつ安定的な農業経営実態分析調査事業

この事業は、認定農業者等育成すべき農業経営の個別・具体的な経営実態を継続的に把握し、経営環境の解析に基づく経営分析を行うとともに、これらの農業経営が抱える基礎的な経営課題について調査分析を行い、今後の経営政策を検討する際の基礎資料を整備するものである。

- a 事業主体 全国農業会議所
- b 補助率 定額
- c 予算額 17,013千円

## 第3節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買賃借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築することとし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、制度を抜本的に改革したところである。

### 1 新制度の概要

① 食料・農業・農村基本法の理念に即し、政策目的を担い手の確保に転換

② 加入要件を農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更

③ 財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更

④ 意欲ある担い手に対し、政策支援を行う

ア 対象者については、

① 60歳までに20年以上加入することが見込まれること

② 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者（オを除く。）。

（ア）認定農業者又は認定就農者で青色申告者

（イ）（ア）の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者

（ウ）認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

（エ）35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者



(オ) 旧制度加入者のうち55歳未満(H14. 1. 1現在)の者(3年間に限定した政策支援対象)

イ 政策支援割合は、3／10を基本とし、2／10から5／10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

⑤ 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

## 2 被保険者等の状況(13年度末)

|         |           |
|---------|-----------|
| 被保険者数   | 61,756人   |
| 受給権者数   |           |
| 経営移譲年金  | 644,467人  |
| 農業者老齢年金 | 567,646人  |
| 保険料収納額  |           |
| 旧制度     | 16,304百万円 |
| 新制度     | 2,120百万円  |
| 年金支給額   |           |
| 経営移譲年金  | 78,916百万円 |
| 農業者老齢年金 | 90,761百万円 |

## 第4節 災害対策

平成13年は、3月に芸予地震、5月から9月にかけて梅雨前線や台風等の影響による風水害が発生した。

5月下旬から7月中旬にかけて梅雨前線の活動が活発となり、特に九州北部地域が大雨となった。

8月下旬には台風第11号が上陸し、四国東部、近畿南部の地域で大雨、暴風となった。

9月上旬には秋雨前線の影響で、鹿児島、高知で局地的な大雨となった。

9月中旬には台風第15号が上陸し、関東、東海地方で大雨、暴風となった。

これらの地震、豪雨及び台風により、農地・農業用施設、林道、森林、農作物等に大きな被害が発生した。

このようなことから、平成13年の農林水産被害は、総額約2,260億円となった。

主な災害の概要及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

### 1 台風等豪雨災害

#### (1) 平成13年5月29日から7月18日までの間における梅雨前線による豪雨

##### ア 災害の状況

日本海に停滞していた梅雨前線に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が非常に活発化し、西日本を中心に、特に九州北部地域に大雨をもたらした。

7月11日から13日までの総雨量は、福岡県、長崎県、熊本県では200mmを超え、大牟田市では390mmとなった。

この大雨により住家一部損壊5棟、床上浸水66棟、床下浸水687棟の被害が生じた。

農林水産省関係では、農地6,274箇所、農業用施設6,871箇所、地すべり防止施設1箇所、林地荒廃752箇所、治山施設18箇所、林道1,959箇所、漁港等4箇所及び水稻、野菜を中心とした農作物等に、総額で約510億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の対応

政府は、この災害に対し、「平成13年5月29日から7月18日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害」として激甚災害に指定した(平成13年9月14日政令第301号)。

##### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、地すべり防止施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、直轄治山災害関連緊急事業、災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業、林地崩壊防止事業、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金の支払い

#### (2) 台風第11号

##### ア 災害の状況

大型で強い勢力の台風第11号は8月21日19時過ぎに和歌山県田辺市付近に上陸した後、本州の太平洋岸をゆっくり進み、23日の昼頃には三陸沿岸で熱帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、8月20日から23日にかけて四国から北海道にかけての太平洋側の広い範囲で大雨となった。この期間、和歌山県、奈良県、三重県では総降水量が600mmを超え、奈良県上北山村では21日に日降水量789mmを記録した。

この台風により、死者6名、負傷者29名、住家の半

壊及び一部損壊160棟、床上浸水299棟、床下浸水894棟、床下浸水894棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地500箇所、農業用施設479箇所、海岸保全施設2箇所、治山施設22箇所、林地荒廃190箇所、林道1,278箇所、漁港等16箇所及び水稻を中心とした農作物等に、総額で約210億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体等を指導した。

政府は、この災害に対し、「平成13年8月20日から23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第11号）」として局地激甚災害の指定を行った（平成14年3月15日政令第48号）。

#### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、海岸保全施設災害復旧事業、直轄治山施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業、治山災害関連緊急事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

#### (3) 9月2日から7日までの間における豪雨

##### ア 災害の状況

9月2日から7日にかけて、南西諸島や九州付近の前線に低気圧が発生し、西日本を中心に豪雨となった。この期間の降水量は、鹿児島県上屋久島町、高知県土佐清水市で600mmを超え、徳島県、宮崎県でも300mmを超えた。

この大雨により、負傷者8名、住家の全壊及び一部損壊306棟、床上浸水272棟、床下浸水906棟の被害が発生した。

農林水産省関係では、農地1,912箇所、農業用施設2,017箇所、海岸保全施設1箇所、治山施設14箇所、林地荒廃208箇所、林道452箇所、漁港等14箇所及び農作物等に、総額で約280億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体

等を指導した。

政府は、この災害に対し、「平成13年9月2日から7日までの間の豪雨による災害」として激甚災害の指定を行った（平成13年11月16日政令第353号）。

#### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、海岸保全施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業、林道施設災害復旧事業、漁業施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金の支払い

#### (4) 台風第15号

##### ア 災害の状況

9月4日南鳥島の南海上で発生した台風第15号は、発達しながら北上し、東海道沖で北東へと進路を変え、11日21時頃神奈川県鎌倉市付近に上陸した。その後、東京を通過し、茨城県北部沿岸から太平洋に抜け、12日15時には千島列島付近で熱帯低気圧に変わった。

この台風により、死者行方不明者8名、負傷者51名、住家の全壊及び一部損壊300棟、床上浸水183棟、床下浸水1,202棟の被害が発生した。

農林水産省関係では、農地666箇所、農業用施設952箇所、海岸保全施設2箇所、治山施設41箇所、林地荒廃410箇所、林道1,922箇所、漁港等12箇所及び農作物等に、総額で約390億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体等を指導した。

政府は、この災害に対し、「平成13年9月8日から12日までの間の豪雨及び暴風による災害（台風第15号）」として局地激甚災害の指定を行った（平成14年3月15日政令第48号）。

#### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、海岸保全施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、林地崩壊防止事業、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

#### (5) 台風第16号

##### ア 災害の状況

9月5日に石垣島の南海上で発生した熱帯低気圧は、その後発達して台風第16号となった。台風は沖縄近海で停滞したり、数回ループを繰り返し、沖縄本島を2回通過するなど複雑な動きをした。

沖縄本島中南部を中心に多いところで300～400mmの降水量となり、久米島では1,036mm、渡嘉敷村では935mmの総降水量を観測した。また、那覇では最大風速25.4m/sが観測された。

この台風により、死者行方不明者2名、負傷者9名、住家の全半壊及び一部損壊261棟、床上浸水814棟、床下浸水534棟の被害が発生した。

農林水産省関係では、農地19箇所、農業用施設54箇所、治山施設1箇所、林地荒廃1箇所、林道117箇所、漁業用施設1箇所及び農作物等に、総額で約20億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の対応

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体等を指導した。

政府は、この災害に対し、「平成13年9月6日から13日までの間の豪雨及び暴風による災害（台風第16号）」として局地激甚災害の指定を行った（平成14年3月15日政令第48号）。

##### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁船損害等保険金の支払い

## 2 その他の災害

### (1) 1月上旬からの大雪による被害

#### ア 災害の状況

1月上旬に強い寒気の南下により、日本海側一帯に大雪が降った。このため、果樹に樹体の損傷、野菜に凍害、茎葉の損傷等の被害が発生した。

ハウス等の営農施設、農作物、樹体、家畜等に、総

額で約120億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の対応

被害を受けた農業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体等を指導した。

##### ウ 講じた主な対策

① 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

② 保険対策として、農業共済金の支払い

## (2) 芸 予 地 震

##### ア 災害の状況

3月24日15時27分、安芸灘の深さ46kmでM6.7の地震が発生し、広島県河内町、大崎町、熊野町で震度6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。

この地震により死者2名、負傷者287名、住家の全壊69棟、半壊749棟、一部損壊48,602棟となった。

農林水産省関係では、農地493箇所、農業用施設505箇所、海岸保全施設13箇所、林地荒廃67箇所、林道138箇所、漁港等36箇所及び水産関係施設等に、総額で約40億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の対応

中国四国農政局に瀬戸内海安芸灘を震源とする地震対策本部を設置した。また、担当官等を現地調査のため広島、山口、愛媛県下に派遣した。

政府は、この災害に対し、「平成13年3月24日の地震による災害」として局地激甚災害の指定を行った（平成14年3月15日政令第48号）。

##### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、海岸保全施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金の支払い

## 3 天災資金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,978億円（うち特別措置法によるもの524億円）が融資されている。



## (1) 13年発生主要災害の概要と措置

13年においては、豪雨・暴風雨等の災害が各地で発生したが、天災融資法を適用した災害はなかった。

## (2) 融 資 残 高

13年12月末現在における融資残高は、9億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表2のとおりである。

## (3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、13年度761万円であり、制度が発足した27年度から13年度までの累計は597億4,856万円となった。また、13年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来13年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫への納付はなされなかったが、国庫納付の始まった32年度から13年度までの累計は2億4,235万円となった。

## 4 農林水産業防災対策関係予算

13年度の農林水産業防災対策関係予算は、表1のとおりである。

表1 農林水産業防災対策関係予算

|                  |            | (単位：千円) |
|------------------|------------|---------|
| 事 項              | 13年度予算額    |         |
| 1 科学技術の研究        | 95,427     |         |
| 農作物災害防止等         | 95,427     |         |
| 2 災害予防           | 27,193,950 |         |
| (1) 教育訓練         | 1,416      |         |
| 機関検診技術員の研修等      | 1,416      |         |
| (2) 防災施設整備の整備    | 27,151,391 |         |
| 緊急時の農業水利施設の活用    | 109,190    |         |
| 渇水対策のための農業水利施設整備 | 146,212    |         |
| 漁港漁村の防災対策施設の整備   | 20,602,000 |         |
| 農山村の防災機能強化の促進    | 2,807,422  |         |
| 農村総合整備（緊急防災型）    | 1,416,609  |         |
| 林道事業防災林道開設・整備    | 140,813    |         |
| 防災対策林道機能強化       | 1,250,000  |         |
| 防災営農対策事業         | 1,677,671  |         |
| 地域振興課            | 1,672,271  |         |
| 資源課              | 5,400      |         |
| 防災林業対策事業         | 2,980      |         |
| 林野火災予防施設の整備等     | 1,805,916  |         |
| (3) その他          | 41,143     |         |
| 食糧等の備蓄           | 4,809      |         |
| 林野火災予防啓発普及活動     | 5,218      |         |

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 情報収集・伝達体制の整備     | 22,017      |
| 経営政策課            | 19,178      |
| 地方課              | 2,839       |
| 山地防災体制の整備        | 9,099       |
| 3 国土保全           | 444,645,486 |
| (1) 治山事業         | 216,629,023 |
| 国有林治山事業          | 60,234,023  |
| 民有林直轄治山事業        | 9,089,680   |
| 治山事業             | 8,990,000   |
| 治山激甚災害対策特別緊急事業   | 0           |
| 治山計画等に関する調査      | 99,680      |
| 民有林補助治山事業        | 147,305,320 |
| 治山事業             | 144,707,743 |
| 治山激甚災害対策特別緊急事業   | 1,597,577   |
| 国有林野内補助治山事業      | 1,000,000   |
| (2) 地すべり対策事業     | 33,855,979  |
| 農振局分 直轄          | 6,693,498   |
| 防災課              | 6,615,498   |
| 資源課              | 78,000      |
| 補助               | 10,464,481  |
| 林野庁分 直轄          | 5,057,000   |
| 補助               | 11,641,000  |
| (3) 海岸事業         | 32,038,695  |
| 農振局分 直轄          | 4,520,095   |
| 補助               | 10,537,600  |
| 水産庁分 直轄          | 35,600      |
| 補助               | 16,945,400  |
| (4) 農地防災事業       | 124,308,715 |
| 国営総合農地防災事業       | 41,944,172  |
| 農地防災事業           | 80,843,573  |
| 水資源開発公団          | 1,499,820   |
| ため池防災対策調査        | 10,170      |
| 地域総合農地防災計画調査     | 2,410       |
| 国営総合農地防災事業等推進調査  | 8,570       |
| (5) 災害関連事業       | 30,420,178  |
| 農業用施設            | 0           |
| 災害関連緊急地すべり対策事業   | 103,068     |
| 農村生活環境施設         | 66,299      |
| 海岸保全施設等          | 0           |
| 直轄地すべり対策災害関連緊急事業 | 0           |
| 農地災害関連区画整備事業     | 0           |
| 直轄治山等災害関連緊急事業    | 21,935,183  |
| 災害関連緊急治山等事業      | 6,412,878   |
| 治山施設等災害関連事業      | 96,000      |
| 林地崩壊対策事業         | 91,000      |
| 森林災害復旧事業         | 763,000     |

|                |              |
|----------------|--------------|
| 漁港等            | 10,750       |
| 後進地域特例法適用      |              |
| 団体補助率差額        | 942,000      |
| (6) 地盤沈下対策事業等  | 5,993,800    |
| 防災課            | 5,875,337    |
| 資源課            | 102,463      |
| 土地改良企画課        | 16,000       |
| (7) その他の事業     | 1,399,096    |
| 保安林整備管理事業      | 828,096      |
| 特殊地下壕対策事業      | 4,000        |
| 鉍毒対策事業         | 567,000      |
| 4 災害復旧等        | 202,746,808  |
| (1) 災害融資       | 52,850       |
| (2) 災害保険       | 153,629,723  |
| 農業共済保険         | 121,372,924  |
| 森林保険           | 5,650,171    |
| 漁業共済保険         | 8,553,655    |
| 漁船損害保険         | 18,052,973   |
| (3) 災害復旧       | 49,064,235   |
| ア 公共土木施設       | 7,392,779    |
| 直轄事業           | 3,611,779    |
| 直轄地すべり防止施設復旧事業 | 0            |
| 直轄治山施設         | 3,611,779    |
| 直轄海岸           | 0            |
| 直轄漁港           | 0            |
| 補助事業           | 3,781,000    |
| 治山施設           | 2,378,000    |
| 海岸等            | 117,000      |
| 漁港             | 1,286,000    |
| イ 農林水産業施設      | 36,803,255   |
| 直轄事業           | 432,603      |
| 農業用施設          | 432,603      |
| 補助事業           | 36,370,652   |
| 農地             | 6,514,738    |
| 農業用施設          | 19,361,465   |
| 林道             | 10,431,000   |
| 治山施設           | 12,449       |
| 漁業用施設          | 51,000       |
| ウ 国有林（林道分）     | 4,868,201    |
|                | [13,800,000] |
| 合 計            | 674,681,671  |

(注) [ ] 書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数である。

表2 天災資金の13年12月末融資残高

| (単位：百万円)    |     |    |    |     |     |  |
|-------------|-----|----|----|-----|-----|--|
| 区 分         | 農業  | 開拓 | 林業 | 漁業  | 計   |  |
| 経営資金 3.0%以内 | 185 | —  | —  | 79  | 264 |  |
| 5.5%以内      | 278 | —  | —  | 151 | 428 |  |
| 6.5%以内      | 125 | —  | —  | 52  | 176 |  |
| 事業資金 6.5%以内 | —   | —  | —  | —   | —   |  |
| 計           | 587 | —  | —  | 281 | 868 |  |

(注) 四捨五入のため、内訳と計は必ずしも一致しない。

## 第5節 規模拡大・農地流動化対策

### 1 農地流動化の状況

農地の流動化政策については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定等（貸借）によるものに重点が移ってきている。近年の規模拡大につながる売買と貸借を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成7年度までは毎年9万ha前後で推移してきたが、平成8年度以降着実に増加しており、平成12年には13.5万haとなっており、その約8割が貸借による利用権の設定となっている。

形態別の内訳では、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の増加が目立っており、権利移動全体に占める割合は、平成7年の67%から平成12年には75%となっている。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託も増加してきており、2000年農業センサスによると、水稲作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は53%を占めている。

### 2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

#### (1) 農用地利用集積特別対策

##### ア 農地流動化地域総合推進事業

市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係機関・団体が流動化情報を共有し、関連事業の組み合わせや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定するとともに、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施

(予算額 25億2,753万2千円)

##### イ 農地利用集積実践事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等に関する専門的な知識を備えた集積促進員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的・効率的な結び付け活動を推進するとともに、地域における農作業の実施方法についてのルールづくりを推進。

また、土地利用型作物の生産振興や農地の効率利用に資するよう農地の利用調整活動を行う重点推進地区の農業者の組織に対して、一定の利用集積を達成した場合にその実績に応じて促進費を交付

(予算額 13億2,890万6千円)

## (2) 農地保有合理化事業

### ア 農地保有合理化事業

昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

#### (ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

#### (イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

#### (ウ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

#### (エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成12年度における農地保有合理化事業の実績は表

表3 農地保有合理化事業の実績（平成12年度）

(単位：件、h a)

|    | 買入れ   | 売渡し   | 借受け    | 貸付け    |
|----|-------|-------|--------|--------|
| 件数 | 6,125 | 5,607 | 18,910 | 15,316 |
| 面積 | 8,998 | 8,671 | 7,252  | 7,049  |

3のとおりである。

#### (オ) 農地保有合理化関連事業

##### a 農作業受委託促進特別事業

平成元年度から、高齢農家等から農作業を受託した生産組織等に対し受託料相当額を貸し付け、担い手農家の育成を図る事業を実施している。

##### b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表4のとおりである。

#### イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。(47法人)

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成13年度末で、市町村農業公社が143、農業協同組合が422、市町村が16となっている。

#### ウ (ロ) 全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援す

表4 農地移動適正化あっせん事業実績

(単位：件、h a)

| 事業実施<br>市町村数 | 売 買   |       | 交 換    |     | 賃 貸 借 |        | そ の 他  |       | 総 数   |        |        |
|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
|              | 件数    | 面積    | 件数     | 面積  | 件数    | 面積     | 件数     | 面積    | 件数    | 面積     |        |
| 11年度         | 1,297 | 9,496 | 11,637 | 296 | 274   | 16,049 | 21,649 | 1,581 | 2,191 | 27,422 | 35,751 |
| 12年度         | 1,465 | 9,427 | 12,091 | 436 | 220   | 16,787 | 19,523 | 1,958 | 2,292 | 28,608 | 34,127 |



る法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

### (3) 認定農業者連携事業体育成事業

この事業は、認定農業者を核とした広域的な農作業受託組織である認定農業者連携事業体を育成し、集落と連携を図りながら、認定農業者等への農作業委託等による農用地利用集積を促進することにより、認定農業者等の規模拡大と経営安定の実現を図るため、連携事業体の育成指導、営農方式改善のための機械・施設の整備（リース事業）への支援を行うものである。

（予算額 3億2,515万5千円）

### (4) 認定農業者農作業受委託集積事業

この事業は、農用地利用改善団体等と連携を図る認定農業者を中心とした農作業受託組織を育成し、広域的な地域を対象に農作業受委託等による農用地利用集積の促進を図り、認定農業者等の経営の規模拡大による効率的かつ安定的な経営体への発展に資するため、農作業受委託等に関する集落合意形成活動、農作業技術等の研修会開催、一定の農用地利用集積を目標とする農作業連携実行計画の実現に必要な農業機械・施設の整備（リース事業）等への支援を行うものである。

（予算額 8,686万8千円）

### (5) 特定農業法人育成促進事業

この事業は、地域の農用地の有効利用を担う特定農業法人の設立、経営の確立に向けた地域の取組を支援するとともに、その取組をリードする者又は法人の核となる者を見いだすことが困難な地域等において、地域農業の維持発展に重要な役割を有する農業協同組合等が、特定農業法人の設立、経営確立に主導的な役割を果たそうとする場合に、その活動を支援することによって、特定農業法人の設立・経営確立を図り、もって担い手の確保が困難な地域における農地の有効利用を推進するものである。

（予算額 4,187万9千円）

### (6) 土地利用型大規模経営促進事業

この事業は、農用地を取得して経営規模の拡大を行う青年農業者及び二世代就農の農業者に対し、助成金の交付を行うことにより、これらの者の経営の規模拡大に伴う初期段階の負担の軽減を図り、もって土地利用型農業の次代を担う農業者の育成・確保、農地保有

の合理化及び農地の有効利用に資するものである。

（予算額 2億6,192万9千円）

## 3 耕作目的の農地移動等の状況

### (1) 耕作目的の農地移動の状況

① 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成12年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で34万4,668件（対前年比105.0%）、19万7,254ha（同102.4%）となった。

② 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成12年は北海道、都府県とも面積の増加を示しており、全国では8万0,995件（対前年比99.8%）、3万1,066ha（同106.7%）であった。

③ 農地法第3条による賃借権の設定等

ア 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成12年は6,800件（対前年比98.9%）、3,384ha（同82.7%）となった。

イ 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成12年は2万9,283件（対前年比102.3%）、4万6,519ha（同106.8%）となった。

④ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託に伴う権利の設定）は、平成12年は19万5,262件（対前年比109.4%）、10万0,536ha（同100.9%）となった。

(2) 賃貸借権の解約、利用権の終了の状況

① 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、平成12年は3万7,342件（対前年比107.2%）、1万6,352ha（同117.4%）となっており、件数、面積ともに増加を示した。

② 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成12年中に利用権が終了したものは10万3,065件（前年比99.5%）、3万7,098ha（102.2%）であった。

③ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したもの（再設定の

有無不明を除いたもの)のうち、平成12年中に利用権を再設定したものは件数で69.0% (面積68.6%) を占めており、再設定予定のもの (平成12年中には再設定しなかったが、平成13年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの) は、件数で10.9% (面積12.8%) を占めている。

## 第6節 農業委員会等

### 1 農業委員会等に対する国庫補助

13年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金130億6,197万9千円及び農業委員会費補助金13億1,737万2千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億7,174万8千円及び都道府県農業会議費補助金5億5,337万3千円、③全国農業会議所の経費として全国農業会議所費補助金1億2,648万6千円の総計157億3,095万8千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び農家に対するパソコンや低コスト指標等を活用した経営分析指導、認定農業者等に対する複式簿記記帳等の実施に要する経費並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電算化、農地地図情報システム及び台帳照合システムの普及推進を図るための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費 (会議員手当及び職員設置費) のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、認定農業者等の簿記記帳等による経営改善、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力等に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、2,606万6千円である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う認定農業者等の経営管理能力向上のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、14年3月1日現在3,217委員会である。

## 第7節 農業経営対策

### 1 経営構造対策

#### (1) 経営構造対策事業

##### ア 趣旨

経営構造対策事業は、食料・農業・農村基本法の基本理念である農業の持続的な発展と農業・農村の有する多面的機能の発揮を図っていくため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的として平成12年度に発足した。

本事業は、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、認定農業者をはじめとして、新規就農者、女性・高齢農業者等地域農業にかかわる幅広い関係者による合意形成を前提として、生産施設、加工施設及び流通販売施設等を総合的に整備することにより、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るものである。

また、本事業を実施するに当たっては、実施手続と事業評価について広く国民に情報を提供すること等を通じて効率的で透明な事業運営の確保に配慮することとしている。

##### イ 事業の内容

##### (ア) 事業の種類

##### a 経営構造整備事業

経営構造確立構想に即して定められた経営構造対策事業計画に基づき、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を通じた望ましい農業経営及び農業構造を確立するための基礎的条件となる土地基盤、経営体質強化施設及び経営多角化等施設の整備を重点的に行う。

##### b 経営構造整備附帯事業

経営構造整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う。

##### (イ) 事業計画の樹立申請

受益農業者をはじめとする関係者の合意が得られていることを示す書面をもって、農業者が市町村長に対して事業計画の樹立 (事業計画の作成) を申請する。

##### (ウ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業計画においては、認定から5年度目を目標年次とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

##### ① 認定農業者の育成

当該地域内において、目標年次における認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村で策定される地域農業マスタープランの目標割合以上となること、または目標年次における認定農業者数が現在に比べ50%以上増加すること。

## ② 担い手への農地の利用集積

認定農業者をはじめとする担い手への農地利用集積率が60%以上に達すること、または現在に比べ農地利用集積率が10ポイント以上増加すること。

## ③ 遊休農地の解消

ほ場整備後10年を経過しない農地であって、遊休化したものがある場合は、目標年次において遊休農地のすべてが解消されること。

また、上記①、②及び③の全国共通目標のほかに、地域農業の将来ビジョンに即した複数の選択目標を設定する。

## (エ) 費用対効果分析の実施

全ての事業実施地区において費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となり、かつ直接効果（農業収益増等事業から直接導かれる効果）の割合が効果全体の1／2以上となっていること等について確認を行う。

## (オ) 事業の評価

事業計画を作成した市町村長等は、毎年度（原則5年間）、事業計画に定めた目標の達成状況等について評価を行い、都道府県は点検評価を実施する。

## (カ) 効率のかつ適正な執行の確保

経営局長は、事業の実施手続及び実施状況について、農林水産省政策評価会経営局専門部会の意見を聴くとともに、都道府県においても、国の措置に準じて、関係者以外で構成される第三者機関に意見を聴く等により、本対策の効率的かつ適正な執行の確保を図る。

## ウ 平成13年度における事業実施状況

新規104地区に128億5,726万円、継続121地区に91億1,709万円、総219億7,435万円の補助金を交付した。

## (2) 経営構造対策推進事業

### ア 趣旨

経営構造対策推進事業は、市町村、都道府県、全国の各段階において、地域の農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していこうとする取組みを支援するため、地域の農業者等の合意に基づく地域の農業構造の変革のための数値目標の設定及びその達成のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現等に対する支援体制の整備等を行う。

### イ 事業の内容

#### (ア) 市町村推進事業

市町村推進事業は、合意形成事業及び経営継承支援事業により構成される。

#### a 合意形成事業

合意形成事業は、地域の農業者等の合意形成を通じて設定する目標及びその達成のためのプログラム等の内容とする経営構造確立構想の策定、費用対効果の算定のための基礎調査等を実施する。

#### b 経営継承支援事業

経営継承支援事業は、離農者又は経営を中止した者の経営資産を認定農業者等に円滑に継承するため、施設等の買入経費、賃借料の利子軽減等を実施する。

#### (イ) 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、市町村推進事業及び経営構造対策事業について、市町村等への指導助言、市町村等が行う事業評価に関する点検評価及びこれらの活動を推進するため、専門知識を有する経営構造コンダクターの配置、技術指導等に係る人材等の登録・紹介を行う等指導助言に必要な体制整備を図るとともに、各種情報の収集及び提供、調査及び研究等を行う。

#### (ウ) 全国推進事業

全国推進事業は、経営構造対策の円滑かつ適正な推進を図るためには、関係する農業者、農業団体、地方公共団体等の理解と積極的な協力が必要となることから、全国的な見地からこれらの者に対し、普及宣伝活動、人材ネットワークの整備及び各種調査・診断活動等総合的な支援事業を実施する。

#### ウ 平成13年度における事業実施状況

市町村推進事業の127地区に1億2,827万9千円、都道府県推進事業の47都道府県に3億678万4千円、全国推進事業1億913万5千円、総額6億2,643万8千円の補助金を交付した。

## (3) 高度情報化拠点施設整備事業

### ア 趣旨

高度情報化拠点施設整備事業は、高度情報化の飛躍的な進展の中、農業・農村分野においても情報通信技術（IT）を積極的に活用していくことがますます重要となっていることから、平成12年度補正予算に発足し実施している。

本事業の目的は、認定農業者、新規就農者をはじめ、高齢農業者、女性農業者等も含めて幅広い関係者がIT革命に十分に対応できるような環境整備を図っていくこと、農業生産を核として加工・流通等の分野に取り組むアグリビジネス（高付加価値農業）を支援すること、居ながらにして大都市並みの生活水準が享受できる未来型の「高度情報化農村」の実現を目指すことである。地域における高度な情報ネットワークの



拠点となる情報施設の整備を図り、農業・農村における高度情報化の推進に資するものである。

#### イ 対策の内容

本事業は、地域の玄関口たる機能、情報通信技術を用いたコンテンツの蓄積・展開機能、農業・農村に関する情報研修・体験機能を備えた施設整備又は既存施設の機能向上を行い、高度情報化拠点施設（総合アグリ情報ステーション）の整備を実施するものである。

#### ウ 平成13年度における事業実施状況

平成13年度においては、7地区で総額4億741万円の補助金を交付した。

### (4) アグリビジネス緊急支援事業

#### ア 趣旨

食料・農業・農村基本法の基本理念である効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するためには、1次産業としての農業生産を核として2次・3次産業である加工・流通・情報・交流等の分野に取り組むアグリビジネス（創造的高付加価値農業）の推進が極めて重要である。

また、アグリビジネスは、農村地域における新事業創出・農業経営の革新による雇用・所得確保等の促進に大きな役割を果たすものである。

本事業は、こうした点を踏まえ、アグリビジネスに取り組む者（アグリビジネス経営体）を積極的かつ緊急に支援し、更なるアグリビジネスの推進に資することを目的として13年度第1号補正予算にて実施した。

#### イ 対策の内容

#### (ア) 事業の種類

##### a アグリビジネス支援整備事業

アグリビジネス支援整備事業は、アグリビジネス支援事業計画に基づき、アグリビジネスへの経営展開に必要な施設の整備を行う。

##### b アグリビジネス支援整備附帯事業

アグリビジネス支援整備附帯事業は、整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う。

#### (イ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業計画において、次の①及び②は認定年度から3年度目、③は2年度目を目標年次とした数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

##### ① 農畜産物の高付加価値化

本事業で整備する施設に関連する農畜産物について、現在の方法による販売単価に比較して、事業の実施を通じた付加価値の向上によって想定される各対象作物の販売単価の増加率平均が25%以上となること。

##### ② 売上額の増加

アグリビジネス経営体の年間の売上高が、おおむね3千万円以上又は現在に比べ30%以上増加すること。

#### ③ 雇用の拡大

アグリビジネス経営体で雇用する人材に関し、本事業で整備する施設や経営展開等により雇用者が3人以上、又は延べ700人・日以上増加すること。

#### (ウ) 費用対効果分析の実施

全ての事業実施地区において費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること、直接効果の割合が効果全体の1/2以上となっていること等について確認を行う。

#### (エ) 目標達成状況の評価

事業主体は、目標年次まで毎年度当該事業計画に掲載された目標の達成状況について評価を行う。

#### ウ 平成13年度における事業実施状況

新規10経営体に4億6,221万円の補助金を交付した。

### (5) 経営体育成緊急支援事業

#### ア 趣旨

食料・農業・農村基本法の基本理念である、効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するためには、遊休農地の解消等による生産性・効率性の向上はもとより、担い手それぞれがアイデアに満ち、多様な個性を発揮し、消費者の視点に立った企業の経営戦略をもった農業経営に取り組むことが極めて重要である。

一方、この企業の経営戦略をもった農業経営は、農業の新産業化といえるものであり、農村地域における雇用機会の増大と所得の確保を図るとともに、民間投資の拡大及び地方の活性化に大きく寄与するものである。

このため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第2条の2第1項第6号に規定する事業として、同法に基づく無利子貸付金を活用し、担い手が企業の経営戦略をもった農業経営を展開するために必要な施設整備に対する支援を平成13年度第2号補正予算にて緊急に実施した。

#### イ 対策の内容

#### (ア) 事業の種類

経営体育成緊急支援事業計画に基づき、企業の経営戦略をもった農業経営を展開するために必要となる施設等の整備を行う。

#### (イ) 目標及び目標達成プログラムの設定

地域の実情や企業の経営戦略をもった農業経営の形態等に応じて、①農畜産物の高付加価値化、②売上額の増加、③雇用の拡大、④認定農業者の育成、⑤担い

手への農地の利用集積、⑥遊休農地の解消の項目のうち、3つの項目を選択の上、それぞれについて数値目標を定め、その達成に向けたプログラムを設定する。

(ウ) 費用対効果分析の実施

全ての事業実施地区において費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること、直接効果の割合が効果全体の1／2以上となっていること等について確認を行う。

(エ) 目標達成状況の評価

事業主体は、目標年次まで毎年度当該事業計画に掲載された目標の達成状況について評価を行う。

ウ 平成13年度における事業実施状況

新規46経営体に33億7,447万円の資金貸付を行った。

(6) 農業経営支援情報システム確立緊急整備事業

ア 趣旨

農村地域においては、地域の気象、地勢、市場との距離等地域の特性を活かし、多種多様な農業生産や農業経営が行われている。

一方、情報通信技術は、農産物生産、流通及び経営管理等の効率化や高度化、生産者と消費者間の情報の受発信及び共有等多面的に活用できる手段であるが、農業・農村分野においては、情報インフラ整備の遅れ、農業に利用可能なデジタルコンテンツや情報利活用システムの不足、情報リテラシーの遅れ等から十分な活用が進んでいない状況にある。

このため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第2条の2第1項第6号に規定する事業として、同法に基づく無利子貸付金を活用して、技術、気象、市況等に関する情報提供システム、生産管理、農地管理、出荷予約等を行うための経営支援システム及び農産物直販システム等の利活用や情報受発信等を行うための農業経営支援情報システムを構築するために必要な情報化施設の整備を平成13年度第2号補正予算にて緊急に実施した。

イ 対策の内容

(ア) 事業の種類

地域の実態に応じた農業経営支援情報システムの確立を図るため必要となる情報化施設の整備を行う。

(イ) 目標及び目標達成プログラムの設定

共通目標及び選択目標について、事業計画の認定から5年度目を目標年次とした数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

① 共通目標

当該地域内における認定農業者数のうち、「農業経営にITを活用する認定農業者」の比率がおおむね

50%以上となるか、又は当該比率がおおむね20ポイント以上向上すること。

② 選択目標

①農業関連生産の拡大、②農業関連販売の促進、③交流の拡大④利便性の向上のうち1項目を選択するものとする。

(ウ) 目標達成状況の評価

事業主体は、目標年次まで毎年度当該事業計画に掲載された目標の達成状況について評価を行う。

ウ 平成13年度における事業実施状況

平成13年度においては、9地区で総額17億円の資金貸付を行った。

(7) 地域農業基盤確立農業構造改善事業

ア 趣旨

地域農業基盤確立農業構造改善事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意による農業・農村をめぐる情勢の変化の下で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立するほか、他産業を含めた産業活動の振興、生活環境及び景観の整備、自主性と創意工夫を活かした地域づくりを基本とした魅力と活力のある農村建設を推進していくことを目的として、平成6年度補正予算に発足した。

本事業は、平成11年度をもって新規地区採択を終了しており、平成13年度は継続地区のみの予算措置である。

イ 対策の内容

地域農業発展のための基盤を効果的に実現するため、地域の態様に応じた3タイプで行う。

ウ 平成13年度における事業実施状況

継続32地区に総額5億2,736万円の補助金を交付した。

(8) 小規模零細地域等の農業振興

ア 小規模零細地域対策等

小規模零細地域営農確立促進対策事業は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」（閣議決定）に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（対象地域）において、農業生産基盤及び農林業近代化施設の整備を行う事業であり、13年度においては国費59億26百万円を交付した。また、小規模零細農家を数多く有する地域において、営農指導指針を作成し、これに基づいた指導活動等を行う小規模零細地域営農確立支援推進事業を実施し、さらに、対象地域において小規模零細地域農業基盤整備事業及び小規模零細地域水産業促進対策事業を実施した。

このほか、「人権教育のための国連10年」との関連

において、都道府県及び全国農林漁業団体を対象として、人権問題啓発推進事業を実施した。

#### イ ウタリ地区農林漁業対策

ウタリ地区農林漁業対策事業は、北海道におけるウタリ地区農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施しているものである。13年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を行うため、国費5億19百万円を交付した。

#### (9) 農林漁業構造改善事業推進資金 (農業構造改善支援)

本資金は、経営構造対策事業計画に基づき経営体質強化施設整備事業等を行う事業者に対して、補助残融資事業（以下「補助残」という。）及び単独融資事業（以下「非補助」という。）を行い、その貸付決定額は補助残、非補助あわせて1億円であった。

## 第8節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に活用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

### 1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業の基礎的経費については、各都道府県の農業人口、耕地面積、市町村数等に基づき、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

（予算額 283億4,582万円）

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった事業の内容は次の通りであった。

#### (1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置した。

##### ア 専門技術員

各都道府県の中心的試験研究機関及び本庁において、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導を行う職員として、都道府県に専門技術員を設置した。

また、専門技術員の専門項目として、農業関係に稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術に関する14項目並びに普及指導活動（農業）

及び普及指導活動（青少年）の2項目が、生活関係に労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工並びに普及指導活動（農村生活）の5項目が設けられるとともに、専門技術員の任用は、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から行った。

なお、専門技術員の平成13年3月31日現在の設置実数は636人（うち農業関係者541人、生活関係95人）であった。

##### イ 改良普及員

地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及活動を行う職員として、都道府県に改良普及員を設置した。ただし、一部の改良普及員にあつては農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を担当した。

なお、改良普及員の平成13年3月31日現在の設置実数は、9,631人（うち農業関係8,329人、生活関係1,302人）であった。

#### (2) 普及職員の活動

##### ア 専門技術員

専門技術員の活動として、改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導等を円滑に進めることを目的として、県内の地域農業改良普及センター・普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、研修等を実施した。

また、普及指導活動の充実等の観点から、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係わる問題の解決方法等に関する農業者のほ場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を実施した。

さらに、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行った。

##### イ 改良普及員

改良普及員の活動は、地域農業改良普及センターの管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの地域活動に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域内全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式  
等の活動手法により管内において、総合的、計画的に普及指導活動を行っている。また、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は



地域を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を推進することとしている。

また、こうした活動手法を用いた具体的な改良普及員の活動として、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うための所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び農業者等に対する相談。

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報資料の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

### (3) 地域農業改良普及センターの運営

改良普及員の活動の拠点として、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、各都道府県の条例に基づき、地域農業改良普及センターの設置・運営を行った。なお、平成13年3月31日現在の地域農業改良普及センター数は485であった。

また、地域農業改良普及センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に関する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者への有益な情報の提供や新規就農の促進に資するための、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整理・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団

体に関するニーズの把握及び普及活動に対する評価、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う地域農業改良推進協議会等の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中その普及指導活動を代替して行う産休等改良普及員代替職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

### (4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

### (5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施（国が実施する研修への派遣を含む。）するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修及び改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修の実施

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修及び先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関等への留学派遣研修の実施

ウ 国段階における研修

新任の改良普及員を対象とした新任研修、中堅普及職員を対象とした農政課題研修や技術研修、新任の所長を対象とした地域農業改良普及センター所長研修等への派遣

### (6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成について、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のような取組を通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（独立行政法人農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与え、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業士」として認定するとともに、これらの者を対象とした研修会、先進地調査等を実施

### (7) 農業者研修教育施設（道府県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成部門の卒業者に対しより高度の研修教育を行う研究部門及び個別技術等の短期研修を行う研修部門を設置した。

各部門ごとの具体的な事業内容としては、養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修部門においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施した。

## 2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業

を実施した。

### (1) 普及事業の高度化・効率化を進めていくための体制・方法の確立

ア 高度な技術や経営能力を有する担い手の要請に普及事業が的確に対応するため、普及職員等の農業経営支援能力・革新的技術への対応能力の飛躍的向上を図るために、①改良普及員等に対する農業経営管理支援能力の強化を図るための集合研修、②普及職員に対する国内外の大学、試験研究機関、民間企業、専門学校、先進農家等への派遣研修、③(社)全国農業改良普及協会が開設する通信教育講座により、担い手等に対する普及職員等の実践的な経営支援能力向上を図ろうとする県に対し、受講に必要な経費の一部補助、④改良普及員を指導する立場にあり、普及事業の中核的な役割を担っている専門技術員に対する新任者研修及び担当する専門項目に関する知識・技術のより一層の深化等を図るための集合研修、⑤農業経営の高度化や法人化の要請に対応するため、民間専門家の農業分野への参入を支援する観点から、農地制度、農業税制、農業経営の特質、農業経営に係る財務諸表、農業施策の概要等に関する集合研修を実施した。

（予算額 454百万円）

イ 普及職員の普及指導活動の高度化、効率化に必要な各種情報を全国の普及組織等に迅速に提供するため、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、①普及活動に必要な各種情報の収集・提供を可能とするEI-NETの整備、運営、②普及職員が必要な専門情報をEI-NET上で民間専門家等から随時入手できる専門情報コーナーの開設、③ローカルネットワークの整備に対する支援、④第三者による客観的な外部評価方法の確立等普及活動の高度化、効率化のための調査研究等を実施するとともに、都道府県において、⑤普及センターと農業者等を結ぶ普及情報ローカルネットワークの整備、⑥農業微気象及び試験研究成果データベースの整備を実施した。また多様化・高度化する農業者のニーズに対応し、それに対する技術・経営支援を充実・強化するため、(社)全国農業改良普及協会に対し助成し、ITを活用した地域における営農設計を支援するシステムを構築するとともに、都道府県において、普及職員が生産現場で高度な経営診断を行う体制の整備等を実施した。

（予算額 580百万円）

ウ 土地利用型農業の生産・経営構造を総合的に強化するとともに、有機性資源の循環的利用による健全な土壌形成、農業等の節減による環境と調和した持続的な農業の確立を推進するため、①県において、土地



利用型農業の経営基盤の確立、持続的農業の推進等の課題に対応した地域農業確立普及活動推進基本方針を策定した。また、②土地利用型農業の生産・経営構造の再編強化に計画的かつ意欲的に取り組もうとする地域において、土地利用型作物の生産振興と経営安定に係る普及活動方策を検討・策定するとともに、農業者等の意向を踏まえた地域に適合したバランスのとれた作目複合型栽培技術・経営マニュアルの作成と地域内生産最大化システムの確立を行い、これらを踏まえた濃密な技術・経営指導を実施し、③県における取組体制の整備、資源循環利用及び環境負荷低減の促進活動等を支援し、地域に最も適した農業生産方式の検討等を行うとともに、④普及センターにおいて、展示ほの設置・運営、生産方式の導入に取り組む先導的農業者に対する技術、経営両面からの濃密な普及活動等を行った。

(予算額 491百万円)

## (2) 普及事業の対象者・課題の重点化

ア 担い手の育成・確保を図るためには、新規就農者、認定農業者等の高度かつ多様な要請に的確に対処し、これら農業者に対して地域農業マスタープランの下、関連施策を集中していくことが不可欠である。また、これと併せ、集落営農等の活用等により、地域の実情に応じた多様な担い手を確保・育成することや、共同利用施設等を地域ぐるみで整備することにより、地域全体の栽培体系の変革も含め、ダイナミックに生産・流通体制を改善することが必要である。このため、①県において担い手育成普及活動推進協議会を設置し、個々の担い手の育成、集落営農等の活用等による多様な担い手の確保等の課題に対応した担い手育成普及活動推進基本方針を策定した。②担い手育成支援に係る普及活動を円滑に推進するため、経営改善支援センター、県農業大学校等と連携しつつ、税務、労務、マーケティング等の専門家の参加による技術・経営改善に係るカウンセリング・コンサルテーションを行うとともに、UR対策の技術開発成果等を活用しつつ、研究員と連携した現地実証活動や農協等と連携した情報提供等を実施した。③農業改良資金の効果的な活用を図るため、経営改善協議会を開催し、担い手等の育成方策等に係る指導指針を作成・提示し、農業改良資金の現場での効果的な活用を図るための地域モデルの作成、農業者の経営分析等に沿った営農指導、資金調達等総合的な指導を行った。④集落営農等の活用による多様な担い手の確保・育成を図るため、集落内の有機的連携を総合力発揮のための合意形成手法、生産方式の導入等を内容とする普及活動方策を作成するとともに、

モデル地区において座談会の開催等を実施し、集落リーダー等を通じた濃密な支援活動を行った。⑤市町村等の要請により、モデル地区を設定し、普及センターにおいて、地域の課題分析、地域ぐるみの生産・流通体制の改善等の地域農業構造の変革のための地域構想策定の支援、地域の合意形成の支援、共同利用施設の導入に併せた栽培技術の実証活動等の濃密指導を実施した。

(予算額 956百万円)

イ 女性の参画を推進するための男女共同参画社会の形成、家族経営協定の推進、女性の農業経営者としての能力開発、女性の活動を支援するための労働環境の改善、高齢農業者の能力活用等の多様な課題に効果的・効率的に取り組むためのモデル活動として、①女性の参画の促進、高齢者の能力の活用、農業経営・労働環境の整備など部門毎の連携のあり方の検討を行った。また、②男女共同参画社会形成に向けた課題解決のための連絡研究会等の開催、課題解決のための現場におけるプロジェクト活動の実施、③女性農業経営者を育成する研修や高齢者の農業関連活動を推進するために普及職員の指導能力向上を図る研修等の実施、女性農業経営者の育成に関する地域実態調査等の実施、高齢者リーダー養成セミナーの開催等、④農業労働改善総合推進指針の策定や農業労働実態調査の実施等、農業労働快適化のための簡易器具の開発・実証、家族経営協定を推進するための夫婦セミナーや協定締結者の情報交換会の開催等を実施した。

(予算額 284百万円)

# 第9節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足し、その後制度の再編拡充が行われ、平成13年度においては生産方式改善資金及び特定地域新部門導入資金の拡充を図った。

## 1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

平成13年度においては、水田農業生産性向上等資金において、作期競合回避技術や規模拡大に伴う初度的経費を、畑作技術合理化資金において、甘しょに係る省力化技術や茶の適正施肥技術、収量・品質向上技術や規模拡大に伴う初度的経費を貸付対象にするほか、



果樹、野菜、花き、畜産においても新技術に対応した制度の拡充を行った。

(貸付実績 44億6,617万円)

## 2 特定地域新部門導入資金

本資金は、6年度にウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として創設し、中山間地域等農業の生産条件が不利な地域において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営を開始するのに要する資金を貸し付けるものである。

平成13年度においては、鳥獣害防止資材について貸付対象に追加した。

(貸付実績 4億483万円)

## 3 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため、農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 281万円)

## 4 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 8,953万円)

## 5 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 25億137万円)

# 第10節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農外からの新規参入や他産業従事者のUターン等就農ルートの多様化が進展してきており、このような多様な就農ルートを通じて幅広い人材を確保する観点から、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)に基づき講じる支援措置のほか、全国、都道府県、市町村の各段階における就農支援体制の充実や農業教育への取組の強化、農業者の生涯にわたっての高度な技術の

研修教育等を行うための施設の整備等により、多様な就農ルート、就農形態に対応したきめ細かな新規就農対策の充実強化を図った。

## 1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金(就農支援資金)の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 174億25百万円)

## 2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

### (1) 新規就農総合対策事業

#### ① 就農相談窓口整備事業

次代の農業を担う優れた新規就農者の育成及び確保を図るため、その目標となる都道府県、市町村段階における新規就農対策推進方針の策定を進めるとともに、全国及び都道府県新規就農相談センターとして就農相談窓口の一元化を行い、生活関連情報等を含めた幅広い情報発信を行うセンターとしての機能強化を図った。

(予算額 3億3,482万円)

#### ② 技術・経営研修事業

Uターンや農外からの新規参入等、就農ルートの多様化が進展する中で、個々の経歴や農業に関する知識及び技術の習得段階に応じた農業研修の実施、農業法人への就農の促進を図るための研修コースの開設や生産現場での実践研修を行う経営体への研修用機材等の貸付けの支援等、新規就農者に対する農業に関する技術・経営研修体制の整備を図った。

(予算額 9,336万円)

#### ③ 経営継承円滑化事業

経営基盤を持たない新規参入者等の円滑な就農を支援するため、離農農家等と新規就農希望者のマッチングやリース農場方式の推進等経営継承円滑化のための対策を実施した。

(予算額 1,487万円)

#### ④ 農業教育推進事業

文部科学省との連携の下、都道府県、市町村の農政部局等において、農業体験学習の普及啓発活動や小中学生等の農業体験学習への支援、農業高校生等のインターンシップに関する情報提供を実施するとともに、シンポジウムの開催など全国レベルでの農業体験学習

の推進運動を展開した。

(予算額 8,507万円)

(2) 新規就農高度化モデル事業

4年制大学等と道府県農業大学校等が連携し、農業の実践現場に精通し、かつ学術的知識を兼ね備えた担い手を養成するための体制整備を図った。

(予算額 2,116万円)

(3) 農業研修教育施設整備事業

道府県農業大学校において、先進的な研修教育を実践的かつ生涯にわたる体系的なものとして実施するために必要な研修教育施設を整備した。

(予算額 20億5,792万円)

(4) 農村青少年研修教育団体事業等

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、他産業従事者が働きながら学べる就農準備校を全国10ヶ所で開設、農村青少年を対象とした先進農家留学研修、全国農業青年交換大会を実施した。

また、就農希望者を対象に、就農の促進を図るためのシンポジウムの開催及び農業体験や就農講座による研修を実施した。

(予算額 2億1,135万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、農業の実務研修を受けさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 3,437万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億7,803万円)

エ 農業体験学習条件整備事業

民間の研修教育施設を活用し、文部科学省の子どもセンター等と連携し、農業体験の場のない首都圏等の都市部の児童・生徒を中心に体験学習の機会を提供するために必要な施設等の整備を図った。

(予算額 1億2,734万円)

(5) 独立行政法人 農業者大学校の運営

独立行政法人の農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材を育成した。

(予算額 6億2,467万円)

## 第11節 女性・高齢者対策

地域の多様な担い手として農業・農村の維持・活性化に大きく貢献している女性・高齢者の農業に関する活動を推進する観点から、女性が自らの意思によって農業経営に参画することができる環境整備を推進するとともに、高齢者が生涯現役を目指して農業に関する活動ができる環境づくりを推進する施策を総合的に推進した。

### 1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、以下の施策に取り組み、農山漁村における男女共同参画の推進を図った。

(1) 農業・農村男女共同参画推進事業

男女共同参画社会を実現するため、地域段階における審議会の女性委員の割合などの社会参画等の指標・目標の策定、その達成に向けた普及啓発等を実施した。

(予算額 1億1,992万円)

(2) 女性農業者経営参画支援事業

出産・育児期にある女性も子育てと農業経営が両立できるよう経営管理研修、母性保護セミナー等を実施した。

(予算額 8,472万円)

(3) 農村女性・高齢者支援普及活動事業

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族経営協定の締結を促進するとともに、新たに、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等効果的な普及活動を展開した。

(予算額 2億3,771万円)

(4) 農山漁村生活開発推進事業

女性農業者の積極的な経営参画を推進するための全国研究会の開催や家族経営協定の締結促進等農業経営・労働環境整備の推進、農山漁村女性による農業関連起業活動を推進するための農山漁村女性活動支援施設の運営や起業活動体験交流会の開催等を行うために必要な経費を(社)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 6,045万円)

(5) 海外青年・女性農業者等育成事業

開発途上国の青年や女性農業者の能力の開発を図るため、我が国において、青年農業者や農村女性リーダー等に対し、実践的な農業・農村生活に関する研修を実施するとともに、専門家の派遣によるフォローアップとこれらに必要な人材リストを作成した。

(予算額 8,991万円)

## 2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

### (1) 高齢者活動促進システム確立事業

高齢者の有する知識・技能の積極的な活用を図る観点から、高齢者が行う地場農産物の生産・加工に必要な簡易な機器整備、農業技術指導のための講習会等の自主的な活動の支援を実施した。

(予算額 1億3,545万円)

### (2) 高齢化対応活動促進事業

農村高齢者の新たな活動の場をつくるための都市との交流を推進するとともに、高齢者等を対象にした農業による心身リフレッシュを支援する活動を促進するため、人材の育成等の支援を実施した。

(予算額 3,093万円)

## 第12節 農業協同組合等

### 1 農業協同組合及び同連合会

#### (1) 農協系統の現状

農協系統の事業・組織のあり方に関しては、食料・農業・農村基本法の制定を受け、農協系統は、地域農業の振興や担い手の支援に全力を挙げていくことが強く期待されています。また、平成14年4月のペイオフ解禁を控えて金融情勢が激変している中で、農協系統金融についても抜本的な見直しが求められているところである。

このような状況の下で、農協系統では、平成12年10月のJA全国大会において農業者の協同組織としての原点に立ち帰って、組合員に対するメリットを最大限に発揮するため、事業・組織について抜本的な見直しを行うことを決議し、さらに、このような農協改革を着実に実行していくため行動計画を策定したところである。

また、政府においても、このような農協系統自らが行う農協改革を推進するために、第151回通常国会に農協改革2法案（農業協同組合法等の一部を改正する法律案、農林中央金庫法案）を提出し、6月22日に成立、6月29日に公布されたところである。

改正の具体的内容は、まず、農協系統組織等の見直しの観点から、「農業協同組合法」を改正し、

① 担い手ニーズへの対応、地域農業の振興に重点

を置いた事業展開を図るため、農業を営むすべての法人に正組合員資格を与えるとともに、営農指導を農協の第一の事業に位置付ける

② 業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う農協における複数常勤理事の設置や信連等における経営管理委員会の設置を義務付ける

③ 農協系統の自己責任体制の確立を図るため、農協中央会の監査・指導機能の強化を図る等の措置を講じている。

また、農協系統の信用事業を見直し、農家が安心して貯金できる信用事業体制を整備する観点から、JAグループの総合力を結集し、農協系統金融機関が全体として「ひとつの金融機関」として機能するような、新たな農協金融システムを構築するため、

① 「農林中央金庫法」を全面改正し、農林中金が信連・農協等を会員とする協同組織の金融機関であることを明確にするとともに、会員である農協等の代表者からなる経営管理委員会及び金融専門家からなる理事会を設置して農林中金の業務執行体制を強化する

② 「農林中金・信連統合法」を改正し、農林中金が農協金融の再編と強化に関する基本方針（問題のある農協・信連を早期に発見して早期に経営改善・組織統合による是正を図るための自主ルール）を作成し、これに即して農協・信連の信用事業について指導を行うとともに、この指導に基づく経営改善・組織統合に対し、農協系統の自主的な積み立て財源による支援を行う等の措置を講じている。

農協系統の現状を概観すると、14年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が4,293（うち総合農協1,181）、連合会が314（うち全国段階のもの19）で13年度中に単位農業協同組合が232（うち総合農協166）、連合会が40それぞれ減少している。

13年度における総合農協の合併実績（13年度中に合併登記を完了）は66件であり、参加農協数は219農協であった。

12事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、524万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し4万7千人減少し、准組合員の数は378万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し2万9千人増加している。

#### (2) 農協系統の財務の概況

12事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）81兆1,849億円で、前年度比1.3%増加した。これら調達資金の90.5%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.1%である73兆



9,597億円が信用事業資産（貯金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比1.3%増加している。固定資産は前年度比1.5%増加し3兆4,249億円、外部出資は前年度比8.0%増加し1兆4,747億円である。

資本については、4兆9,572億円で、前年度比2.5%増加した。

### (3) 農協系統の行う各事業の概況

#### ア 信用事業

農協における12年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は72兆945億円（1組合当たり553億円）、貸出金残高は22兆79億円（同169億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は3兆8,797億円（同30億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ2.6%、△0.4%、△9.9%となっている。

また、信農連における12年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は49兆3,183億円（1信農連当たり10,721億円）、貸出金残高（コールローンは除く）は5兆3,719億円（同1,168億円）、系統預け金は32兆5,482億円（同7,076億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は12兆6,032億円（同2,740億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ2.4%、△9.9%、6.5%、1.0%となっている。

#### イ 経済事業

12事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆9,508億円となっており、そのうち主要なものは米1兆2,066億円（24.4%）、畜産1兆2,357億円（25.0%）、野菜1兆2,881億円（26.0%）、果実5,434億円（11.0%）である。

また、購買事業の取扱高は4兆1,660億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,755億円（9.0%）、肥料3,293億円（7.9%）、農薬2,772億円（6.7%）、農業機械3,012億円（7.2%）、石油類6,442億円（15.5%）、食料品7,327億円（17.6%）、日用雑貨1,301億円（3.1%）、家庭燃料2,167億円（5.2%）である。

#### ウ 共済事業

13年度の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、387兆5,083億円（前年度同期389兆7,481億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,523億円（同4,498億円）となっており、それぞれ△0.6%、0.5%の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆73億円、満期共済金1兆5,936億円、合計2兆6,009億円となった。

#### エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っ

おり、13年度末現在では33都道府県で36連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は118病院、53診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

#### オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

12事業年度末における1組合平均の営農指導員数は11.4人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

## 2 農業協同組合中央会

### (1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

11年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては46億2,984万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては645億6,072万円となっている。

### (2) 農業協同組合中央会に対する補助

農業協同組合中央会が実施する農業協同組合監査士による監査、監査の事後指導及び農協系統組織再編促進事業等に要する経費として、全国農業協同組合中央会に対して13年度5億7,635万円（農業協同組合等相互扶助事業整備推進費4億2,500万円を含む。）を交付した。

## 3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、13年度においては6,685法人（前年度同期6,677法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,225、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,141、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,319となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,768法人で圧倒的に多く、複合作目は917法人である。単一作目では、

畜産（酪農、養豚、養鶏、肉用牛等）(2,137法人)、野菜（827法人）、果樹（582法人）等が多い。

#### 4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。（13年度末対象団体数：7,691団体、組合員数：458,530人、年金受給権者数：348,134人）。

公的年金制度については、その一元化について、公的年金制度に関する関係閣僚会議の下の有識者や関係団体の代表からなる「公的年金制度の一元化に関する懇談会」で、平成12年6月から11回にわたり協議が行われ、平成14年4月に農林年金と厚生年金を統合すること等が同懇談会の報告書としてとりまとめられた。

この報告を踏まえて、政府は、農林年金と厚生年金を統合するため、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案」（厚生労働省提出）を第151回通常国会に提出し、6月27日に成立、7月4日に公布されたところである。

本法律の概要は、

##### ① 組合員の取扱い

農林漁業団体職員共済組合法を平成14年4月1日に廃止し、厚生年金保険制度に農林漁業団体職員共済組合制度を統合する。旧農林年金の組合員は、統合後、厚生年金の被保険者となる。

##### ② 給付

統合後は、職域年金（旧農林年金組合員期間分）は、経過的に存続する農林年金から支給し、厚生年金相当部分は社会保険庁から支給する。

##### ③ 統合後の農林年金の取扱い

農林年金は、統合後も旧農林年金組合員期間に基づく職域年金等の給付の業務等を行うため経過的に存続する。

##### ④ 統合後の厚生年金保険制度

平成14年4月から15年3月までは厚生年金の保険料率（現在17.35%）に2.14%、平成15年4月から16年9月までは1.64%、平成16年10月から20年9月までは0.77%上乗せる。

⑤ 統合に伴う農林年金から厚生年金への積立金の移換等となっている。

## 5 農協に関する調査研究

### (1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表として公表した。12事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協1,424、専門農協925、都道府県区域農協連合会154及び農事組合法人1,935であった。

### (2) 経営分析調査

総合農協のうち92組合を抽出し、事業の部門別損益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書（平成12事業年度）」として公表した。

### (3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（14年3月31日現在）及び13年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

## 第13節 農林漁業金融

### 1 組合金融の動き

13年度の我が国経済は、米国経済の減速による輸出の減少、企業収益の伸びの鈍化等から、四半期ベース実質GDP成長率が、平成13年4－6月期以降3期連続マイナスを記録し、景気の悪化局面を迎えた一方、消費者物価が下落し、デフレが進行した。同年9月11日の米国における同時多発テロ事件を受け、世界経済への先行き懸念が強まる中、景気はさらに悪化をたどり、株価も低迷を続けた。

年度の末期には、米国やアジアの一部の経済環境に改善の動きが見られたことから、我が国の景気は依然として厳しい状況が続いているものの、一部に下げ止まりの兆しが見られた。

金融面では、景気の悪化による債務者の業況悪化等により、不良債権問題が一層深刻化した。金融庁の特別検査の実施により、新たに多額の不良債権処理費用が発生したこと等から、13年度の主要大手銀行は赤字決算を余儀なくされる等、金融を取り巻く状況も依然として厳しいものであった。

このような状況の下、大手都市銀行の4大金融グループへの再編がほぼ完了し、経営の合理化に向けた一層の取組が進められた。

金融制度については、平成13年4月に発表された緊急経済対策に、金融機関の不良債権問題と企業の過剰

債務問題の一体的解決、銀行の株式保有制限の導入等が盛り込まれたことを受け、関係法の制定等の必要な措置が講じられた。

不良債権処理については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第155号）により、整理回収機構（RCC）の機能強化が図られ、債権の流動化の促進に向けた制度が整備された。

また、銀行の株式保有制限については、金融審議会の答申を踏まえ、平成13年11月に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」（平成13年法律第131号）が成立し、銀行等の株式の保有を自己資本の範囲内に制限するとともに、「銀行等株式保有機構」が平成14年1月に設立された。

農協系統金融については、平成13年6月に「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第94号）及び「農林中央金庫法」（平成13年法律第93号）が成立し、農協系統金融機関の総合力を最大限に発揮し、農協・信連・農林中金が全体として「ひとつの金融機関」として機能することを目指した、新たな農協金融システム「JAバンクシステム」の構築のための法制度が整備された。

具体的には、「農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会の合併に関する法律」が「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改正され、

① 農林中金が農協金融の再編と強化に関する基本方針（問題のある農協・信連を早期に発見して早期に経営改善・組織統合による是正を図るための自主ルール）を作成し、これに即して農協・信連の信用事業について指導を行うとともに、

② この指導に基づく経営改善・組織統合に対し、農協系統の自主的な積立て財源による支援を行う等の措置を講じることとされた。

また、「農林中央金庫法」の全面改正により、農林中金が信連・農協等を会員とする協同組織の金融機関であることが明確にされるとともに、会員である農協等の代表者からなる経営管理委員会及び金融専門家からなる理事会を設置して農林中金の業務執行体制を強化することとされた。

以上の制度改正を受け、農林中金は平成13年12月に基本方針（自主ルール）を策定し、平成14年1月より同ルールに基づいた指導に取り組んでいる。

金融を取り巻く状況が一層厳しさを増す中、新制度を活用し、農協系統金融機関がその信頼性を確保していくには、経営の健全化に向けた一体的な取組みを今

後更に充実させていくことが求められる。

以上のような情勢の下、平成13年度の系統信用事業は、次のような動きをした。

#### (1) 農協の動き

##### ア 貯金

13年度末の貯金残高は73兆5,374億円となり、12年度末に比べ1兆4,429億円、2.0%増加した。

##### イ 借入金

13年度末の借入金残高は2,644億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金3,709億円）となり、前年度末残高（2,613億円）より31億円、1.2%増加した。

##### ウ 貸出金

13年度末の貸出金残高は21兆3,008億円（このほか農林漁業金融公庫資金貸付金残高4,030億円、金融機関貸出320億円）となり、前年度に比べ2,419億円、1.1%減少し、貯貸率は29.9%から29.0%へと減少した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が9.5%減（前年度5.9%減）、長期貸出は0.1%増（前年度0.6%増）となり、長期貸出比率は87.4%（前年度86.3%）となった。

##### エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その13年度末残高は53兆1,612億円で、前年度末残高（51兆6,536億円）より1兆5,076億円、2.9%増加した。

その運用内訳をみると、預け金49兆725億円で余裕金の92.3%を占め、前年度に比べ1兆2,986億円、2.7%増であった。このうち系統への預け金は48兆7,886億円で、余裕金全体の91.8%を占めており、前年度（91.7%）より0.1ポイント増加した。

また、13年度末における有価証券保有残高は4兆520億円と前年度に比べ2,444億円（6.4%）増となり、余裕金全体に占める割合は7.4%から7.6%へと増加した。

#### (2) 信農連の動き

##### ア 貯金

13年度末の貯金残高は50兆4,730億円となり、前年度末より1兆1,547億円、2.3%増加した。

##### イ 借入金

13年度末の借入金残高は275億円となり、前年度末残高（179億円）より96億円増加した。

##### ウ 貸出金

13年度末の貸出金残高は4兆8,514億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆1,166億円、金融機関貸出5,022億円）となり、前年度に比べ365億円、0.7%減少した。



表5 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

|        | 貯金(A)   | 借入金<br>(農林公庫<br>転貸資金<br>を除く) | 貸出金(B)<br>(農林公庫<br>資金、金<br>融機関貸<br>出を除く) | 預け金     | うち系統<br>預 け 金 | 有価証券   | 貯貸率<br>(B)/(A) |
|--------|---------|------------------------------|------------------------------------------|---------|---------------|--------|----------------|
| 12年3月末 | 702,556 | 3,181                        | 215,930                                  | 456,071 | 450,744       | 42,216 | 30.7           |
| 13年3月末 | 720,945 | 2,613                        | 215,427                                  | 477,739 | 473,471       | 38,076 | 29.9           |
| 14年3月末 | 735,374 | 2,644                        | 213,008                                  | 490,725 | 487,886       | 40,520 | 29.0           |

表6 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

|        | 貯金(A)   | 借入金 | 貸出金(B)<br>(金融機関貸<br>出を除く) | 金融機関<br>貸出 | 預け金     | うち系統<br>預 け 金 | 有価証券    | 貯貸率<br>(B)/(A) |
|--------|---------|-----|---------------------------|------------|---------|---------------|---------|----------------|
| 12年3月末 | 481,636 | 93  | 53,695                    | 5,931      | 309,672 | 305,568       | 117,419 | 11.1           |
| 13年3月末 | 493,183 | 179 | 48,879                    | 4,840      | 328,746 | 325,482       | 120,507 | 9.9            |
| 14年3月末 | 504,730 | 275 | 48,514                    | 5,022      | 326,266 | 325,071       | 131,969 | 9.6            |

このため、年度末残高の貯貸率は、9.9%から9.6%へと減少した。

貸出の員内、員外別の状況をみると、員内は9.2%減、員外は2.9%増加した。員内を貸出先別にみると、農協向けが14.2%減少（前年度15.2%減）し、信農連の会員である農協の組合員（いわゆる孫会員）向けは9.2%減少（前年度10.7%減）、その他が5.5%減少（前年度7.1%減）となっている。

#### エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その13年度末残高は46兆2,134億円で、前年度末残高（45兆4,928億円）より7,206億円、1.6%増加した。

その運用内訳をみると、預け金32兆6,266億円で余裕金の70.6%を占め、前年度に比べ2,481億円、0.8%減であった。このうち系統への預け金は32兆5,071億円で余裕金全体の70.3%を占めており、前年度（71.5%）より減少した。また、13年度末における有価証券保有残高は13兆1,969億円と前年度に比べ1兆1,648億円（9.7%）増となり、余裕金全体に占める割合は26.4%から28.6%へと増加した。

#### (3) 農林中央金庫の動き

##### ア 預金

13年度末の預金残高は38兆688億円となっており、12年度（35兆9,951億円）に比べ2兆737億円（5.8%）増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が34兆2,448億円（12年度31兆5,821億円）で、2兆

6,627億円（8.4%）の増加となった。

また、会員以外の残高は3兆8,240億円（12年度4兆4,130億円）で、5兆890億円（13.3%）の減少となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が86.4%と太宗を占めており、水産系統3.5%、森林系統0.02%となった。

##### イ 農林債券

13年度末の農林債券の発行残高は5兆9,461億円となっており、12年度（6兆5,457億円）に比べ5,996億円（9.2%）減少した。これを利付債と割引債に分けてみると、利付債の発行残高は5兆733億円（12年度4兆9,743億円）で990億円（2.0%）の増加、割引債の発行残高は8,727億円（12年度1兆5,713億円）で、6,986億円（44.5%）の減少となった。

##### ウ 貸出金

##### (ア) 会員貸出

13年度末の会員貸出残高は7,627億円、12年度（7,710億円）に比べ83億円（1.1%）減少した。これを団体別に見ると、農協系統は5,664億円（12年度5,672億円）で8億円（0.1%）の減少、水産系統が1,539億円（12年度1,554億円）で15億円（1.0%）の減少、森林系統が415億円（12年度468億円）で53億円（11.3%）の減少となった。

##### (イ) 会員以外の貸出

13年度末の会員以外の貸出残高は23兆4,704億円となっており、12年度（22兆2,456億円）に比べ1兆2,248億円（5.5%）増加した。このうち、関連産業法人貸

表7 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

|        | 預 金     | 発行債券   | 会 員<br>貸 出 | 会員以外の<br>貸 出 | 有価証券    |
|--------|---------|--------|------------|--------------|---------|
| 12年3月末 | 333,799 | 69,779 | 8,486      | 205,344      | 148,708 |
| 13年3月末 | 359,951 | 65,457 | 7,710      | 222,456      | 226,935 |
| 14年3月末 | 380,688 | 59,461 | 7,627      | 234,704      | 232,768 |

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロージャー

出残高は5兆7,114億円（12年度5兆8,373億円）で、1,259億円（2.2%）の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は17兆7,590億円（12年度16兆4,083億円）で、1兆3,507億円（8.2%）の増加となった。

#### エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち13年度末の有価証券保有残高は23兆2,768億円（12年度22兆6,935億円）で、5,833億円（2.6%）の増加となった。

## 2 農林漁業金融公庫

### (1) 貸付計画及び資金計画

平成13年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上12年度の5,300億円から100億円減額の5,200億円とした。資金の区分別の内訳は表8のとおりである。

表8 農林漁業金融公庫貸付計画

(単位：百万円)

| 区 分     | 13年度    | 12年度    | 比較増△減   |
|---------|---------|---------|---------|
| 経営構造改善  | 168,100 | 160,200 | 7,900   |
| 基 盤 整 備 | 123,800 | 139,900 | △16,100 |
| 一 般 施 設 | 177,600 | 169,900 | 7,700   |
| 経営維持安定  | 45,500  | 55,000  | △9,500  |
| 災 害     | 5,000   | 5,000   | 0       |
| 合 計     | 520,000 | 530,000 | △10,000 |

13年度の資金交付計画の総額は、12年度の4,300億円から50億円減額の4,250億円とした。この原資として出資金5億円、借入金2,865億円（うち財政融資資金2,600億円、農業経営基盤強化措置特別会計265億円）、農林漁業信用基金からの寄託金32億円及び自己資金等1,348億円（うち財投機関債150億円、政府保証債150億円）を充当することとした。また、農林漁業

金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金823億8,100万円（12年度当初842億6,600万円）の繰入れを予定した。

なお、13年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,116億円で、12年度3,111億円より5億円増となっている。

また、13年度決算における資金運用利回りは12年度の3.91%より0.22%減の3.69%（補給金繰入前）、資金原価は4.87%（うち借入金利息3.70%、業務委託費、事務費等1.17%）であった。

### (2) 制度改正

12、13年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

#### <12年度>

ア 農地等取得資金について、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく認定就農者による農地等の取得が追加され、据置期間の特例が設けられた。

イ 林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換資金）について、地方公共団体が貸付対象者に追加された。

ウ 沿岸漁業経営安定資金（再建整備資金）について、特例限度額が設けられた。

エ 食品流通構造改善促進法が改正され、食品流通改善資金（食品生産製造提携事業施設）が創設された。

#### <13年度>

ア 土地利用型農業に対して、前向き投資資金と既往負債の償還負担軽減のための資金を一体的に融通する経営体育成強化資金が創設された。

イ 施設型を含む農業経営に対して、災害により必要となる資金及び既往負債の償還負担軽減のための資金を融通する農業経営維持安定資金が創設された。

ウ 農業経営基盤強化資金にかかる担保徴求の弾力化（円滑化貸付）について一定の要件を満たす法人に対する特例限度額が設定された。

### (3) 貸付状況

13年度の貸付額は表9のとおり3,903億円で、貸付

表9 農林漁業金融公庫資金貸付額

| (単位：百万円)      |         |         |  |
|---------------|---------|---------|--|
| 区 分           | 13年度    | 12年度    |  |
| 経 営 構 造 改 善   | 86,590  | 89,090  |  |
| 農林漁業構造改善事業推進  | 1,548   | 1,101   |  |
| 農地等取得         | 8,097   | 9,111   |  |
| 土地利用型農業経営体質強化 | -       | 6       |  |
| 経営体育成強化       | 7,607   | -       |  |
| 農業経営基盤強化      | 57,431  | 58,131  |  |
| 林業経営育成        | 151     | 767     |  |
| 漁業経営再建整備      | 490     | 2,507   |  |
| 中山間地域活性化      | 10,742  | 16,007  |  |
| 振興山村・過疎地域経営改善 | 525     | 1,461   |  |
| 基 盤 整 備       | 73,800  | 88,711  |  |
| 農業基盤整備        | 38,132  | 47,774  |  |
| 担い手育成農地集積     | 16,072  | 16,986  |  |
| 林業基盤整備        | 14,723  | 18,855  |  |
| 森林整備活性化       | 2,752   | 2,917   |  |
| 漁業基盤整備        | 2,121   | 2,180   |  |
| 一 般 施 設       | 166,568 | 186,392 |  |
| 農林漁業施設        | 55,512  | 37,893  |  |
| 畜産経営環境調和推進    | 1,694   | 1,720   |  |
| 特定農産加工        | 41,023  | 54,768  |  |
| 食品産業品質管理高度化促進 | 8,251   | 4,219   |  |
| 漁 船           | 4,938   | 3,285   |  |
| 水 産 加 工       | 3,922   | 5,325   |  |
| 食品流通改善        | 30,143  | 53,918  |  |
| 食品安定供給施設整備    | 5,838   | 5,964   |  |
| 塩業、新規用途、乳業    | 15,249  | 19,301  |  |
| 経 営 維 持 安 定   | 62,744  | 38,074  |  |
| 自作農維持         | 25      | 1,630   |  |
| 農業経営維持安定      | 25,197  | -       |  |
| 林業経営安定        | 35,221  | 31,877  |  |
| 沿岸漁業経営安定      | 2,301   | 4,567   |  |
| 災 害           | 563     | 280     |  |
| 計             | 390,265 | 402,548 |  |

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

計画額5,200億円を下回った。

#### ア 経営構造改善関係資金

13年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農地等取得資金は81億円、経営体育成強化資金は76億円、農業経営基盤強化資金は574億円、中山間地域活性化資金は107億円となった。これらの結果、全体としては、866億円となった。

#### イ 基盤整備関係資金

13年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は381億円、担い手育成農地集積資金は161億円、林業基盤整備資金は147億円、森林整備活性化資金は28億円、漁業基盤整備資金は21億円となった。

これらの結果、全体としては、738億円となった。

#### ウ 一般施設関係資金

13年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は555億円、特定農産加工資金は410億円、食品流通改善資金は301億円となった。これらの結果、全体としては、1,666億円となった。

#### エ 経営維持安定関係資金

13年度の経営維持安定関係資金の主な貸付額をみると、農業経営維持安定資金は252億円、林業経営安定資金は352億円、沿岸漁業経営安定資金は23億となった。これらの結果、全体としては、627億円となった。

#### オ 災害関係資金

13年度の災害関係資金の貸付額は、全体として6億円となった。

### 3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化を図るため農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、13年度においては認定農業者向けの特利制度として認定農業者育成確保資金の創設、肥育牛等購入育成資金の借受要件の改善等を行った。

#### (1) 融 資 状 況

13年度の融資枠は12年度と同額の4,000億円を設定した。融資実績は811億円(12年度962億円)で、対前年度比84.3%と減少した。承認件数は15,967件で12年度より2,720件減少した。(表10)

#### ア 融資対象施設別融資状況

13年度の資金種類別実績をみると、個人施設は469億円で12年度に対し88億円、15.8%の減少となった。このうち建構築物造成資金が前年度に比べ38億円、19.0%減少、農機具等取得資金が前年度に比べ30億円、14.3%減少している。共同利用施設は、342億円で12年度(405億円)に比べ15.7%減少(63億円減)した。

#### イ 地域別融資状況

13年度の地域別の融資状況をみると、12年度と比べ、北海道(0.3億円減)、東北(8億円減)、関東(26億円減)、北陸(7億円増)、東海(16億円減)、近畿(12億円減)、中国四国(11億円減)、九州(39億円減)、沖縄(0.7億円減)と全地域で減少した。

#### (2) 融 資 残 高

13年12月末の融資残高は5,658億円(うち国枠中金融資分154億円)となった。この内訳を融資機関別にみると、農協が3,710億円(65.6%)でその大半を占め、次いで信農連1,651億円(29.2%)、農林中央金庫183億



表10 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

| 資金種類    | 13年度（速報）   |              |            |                      | 12年度       |              |            |                      |
|---------|------------|--------------|------------|----------------------|------------|--------------|------------|----------------------|
|         | 件 数<br>（件） | 金 額<br>（百万円） | 構成比<br>（％） | 1 件当たり<br>金額<br>（千円） | 件 数<br>（件） | 金 額<br>（百万円） | 構成比<br>（％） | 1 件当たり<br>金額<br>（千円） |
| 個 人 施 設 |            |              |            |                      |            |              |            |                      |
| 建 構 築 物 | 3,287      | 16,263       | 20.1       | 4,948                | 3,803      | 20,065       | 20.9       | 5,276                |
| 農 機 具 等 | 9,335      | 17,920       | 22.1       | 1,920                | 11,280     | 20,920       | 21.8       | 1,855                |
| 果 樹 等   | 16         | 36           | 0.0        | 2,220                | 25         | 39           | 0.0        | 1,576                |
| 家 畜     | 364        | 1,163        | 1.4        | 3,195                | 344        | 1,007        | 1.1        | 2,926                |
| 小 土 地   | 87         | 113          | 0.1        | 1,300                | 153        | 255          | 0.3        | 1,664                |
| 特 認     | 723        | 8,623        | 10.6       | 11,927               | 775        | 9,632        | 10.0       | 12,428               |
| セ ッ ト   | 383        | 2,776        | 3.4        | 7,247                | 409        | 3,750        | 3.9        | 9,167                |
|         | 14,195     | 46,893       | 57.8       | 3,303                | 16,789     | 55,667       | 57.9       | 3,316                |
|         | (1)        | (715)        | (100.0)    | (715,000)            | (3)        | (5,209)      | (100.0)    | (1,736,333)          |
| 共同利用施設  | 1,772      | 34,192       | 42.2       | 19,296               | 1,898      | 40,534       | 42.1       | 21,356               |
|         | (1)        | (715)        | (100.0)    | (715,000)            | (3)        | (5,209)      | (100.0)    | (1,736,333)          |
| 合 計     | 15,967     | 81,085       | 100.0      | 5,078                | 18,687     | 96,201       | 100.0      | 5,148                |

（注）1 （ ）内は国粋中金融資分であつて内数である。

2 「セット」とは、2種類以上の資金の一括貸付をいう。

3 特認とは、新規就農円滑化資金、中核農家規模拡大等初度的経営資金、農業経営革新円滑化初度的経営資金、肥育素畜等の購入育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面養殖施設資金等である。

4 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

表11 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

（単位：千円）

|                | 13年度        |           | 12年度        |           |
|----------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                | 予 算 額       | 決 算 額     | 予 算 額       | 決 算 額     |
| 農業近代化資金利子補給補助金 | (4,756,814) | 3,636,221 | (5,764,946) | 4,305,755 |
|                | 3,946,381   |           | 5,074,002   |           |
| 農業近代化資金利子補給金   | (68,419)    | 26,915    | (74,517)    | 26,778    |
|                | 60,093      |           | 61,463      |           |
| 計              | (4,825,233) | 3,663,136 | (5,839,463) | 4,332,533 |
|                | 4,006,474   |           | 5,135,465   |           |

（注）1 （ ）内は当初予算である。

2 決算額は単位未満四捨五入につき、内訳と計が必ずしも一致しない。

円（3.2%）、銀行等113億円（2.0%）の順になっている。

### (3) 農業近代化資金の予算及び決算

13年度における農業近代化資金関係の当初予算額は48億2,523万円であり、補正後の予算額40億647万円に対し決算額は36億6,314万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助金が補正後の予算額39億4,638万円に対し、決算額36億3,622万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額6,009万円に対し、決算額2,692万円となっている。

## 4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

### 融 資 状 況

13年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は143億円（12年度137億円）で、その融資残高は64億円（12年度62億円）となった。

## 5 農業信用保証保険

### (1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の2,480億円に対し66億円増加し、13年度末残高は2,546億円（農業近代化資金483億円、就農支援資金1億円、一般資金2,062億円）となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の79%を占めている。また、この基金を担保とした13年度末の債務保証残高は5兆6,046億円（農業近代化資金3,606億円、就農支援資金22億円、一般資金5兆2,417億円）で、前年度末の5兆4,402億円に対し1,644億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに13年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の78.0%となった。

また、13年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は179億7,516万円（うち農業近代化資金分14億1,725万円）で、前年度の164億5,085万円に比べ15億2,431

万円増加した。

この結果、13年度末の求償権残高は1,085億7,785万円（うち農業近代化資金分82億6,489万円）となった。

### (2) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

13年度末の保険価額残高は、保証保険3兆7,966億円、融資保険49億円で、前年度末の保証保険3兆6,930億円、融資保険50億円に対し、1,036億円の増加及び1億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末の465億400万円に対し26億3,300万円の増加となった。

また、13年度において基金協会等に支払った保険金の額は75億6,263万円で、前年度の62億8,842万円に対し12億7,421万円増加した。

この結果、13年度末の支払保険金残高は567億8,615万円で、前年度の516億7,500万円に対し51億1,115万円の増加となった。

（参考）全国農協保証センターの業務概況

全国農協保証センターの基本財産である再保証業務及び直接保証業務に係る基金は、13年度末残高で57億8,960万円（前年度56億8,300万円）となった。また13年度の再保証引受額及び保証引受額は3,196億円（前年度3,421億円）、年度末の再保証残高及び保証残高は1兆8,593億円（前年度1兆8,132億円）となった。

### (3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

13年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額5億2,639万円（決算額1億54万円）となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金は補正後の予算額28億7,000万円（決算額も同）となった（表12）。

表12 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

| 区 分           | 1 3 年度        |             | 1 2 年度        |             |
|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|               | 予算額           | 決算額         | 予算額           | 決算額         |
|               | (単位：千円)       |             |               |             |
| 農業信用基金協会出資補助金 | (551, 194)    |             | (674, 194)    |             |
|               | 526, 390      | 100, 542    | 647, 185      | 140, 143    |
| 農林漁業信用基金出資金   | (720, 000)    |             | (590, 000)    |             |
|               | 2, 870, 000   | 2, 870, 000 | 7, 844, 000   | 7, 844, 000 |
| 計             | (1, 271, 194) |             | (1, 264, 194) |             |
|               | 3, 396, 390   | 2, 970, 242 | 8, 491, 185   | 7, 984, 143 |

(注) ( ) 内は当初予算である。

## 第14節 農業災害補償制度

### 1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表13のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという三段階制によって構成されている。（平成11年の農業災害補償法の改正により、平成12年4月1日より、地域の意向を踏まえた二段階制による事業実施を可能とする途が拓かれている。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図

るため、農林漁業信用基金の農業災害補償業務（平成12年4月1日に農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）に基づき、農業共済基金の業務を承継。国の出資38億円、連合会等の出資18億円）が、農業共済団体等に対し、保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

表13 共済事業の種類及び共済目的

| 共済事業の種類  | 共済目的<br>(対象となる作物等)                                                            |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 農作物共済事業  | 水稻、陸稲、麦                                                                       |
| 家畜共済事業   | 牛、肉牛の子牛及び胎児、馬、豚                                                               |
| 果樹共済事業   | うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル |
| 畑作物共済事業  | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、ホップ、茶、蚕繭                                           |
| 園芸施設共済事業 | 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物                                                            |
| 任意共済事業   | 建物、農機具その他上記以外の農作物等                                                            |

(注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施できる。

2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収



穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。

- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

## 2 制度の運営

### (1) 平成13年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

水稲については、一部地域を除き、おおむね天候に恵まれたものの、北海道、東北の太平洋側の地域では、8月上旬以降の低温・日照不足により登熟が緩慢となり、被害が発生した。また8月上旬の低温及び9月のフェーン現象による高温により品質低下が発生したことから北海道及び群馬県において「損害評価に関する特例措置」を実施した。

麦については、1月上旬から2月中旬の降雨・降雪等による穂数の減少、4月下旬から5月上旬の低温等の影響による登熟の不良による被害が発生した。

水稲及び麦以外では、4月に東北及び関東地方を中心とする広い地域において降霜があり、りんご、なし等の果樹、茶及び蚕繭等に大きな被害が発生したほか、5月の関東地方を中心とした地域において降ひょうにより果樹等に、8月下旬から9月中旬にかけて台風第11号、第15号及び第16号並びに秋雨前線により大豆及び園芸施設等に被害が生じた。

これらの被害に対して損害評価を迅速かつ的確に行い、共済金の支払を早期に行うよう農業共済団体等を指導した。

### (2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが、13年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

13年5月17日農林漁業保険審査会

「会長の互選について」

「農林漁業保険審査会運営規定の一部改正について」

「各委員の部会の所属について」

「部会長の互選について」

### (3) 家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる家畜共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会経営分科会に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、14年2月26日付け農林水産省告示第452号をもって共済掛金標準率等が告示され、14年4月2日以降に始まる共済関係から適用することとされた。

## 3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

### (1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、13年4月1日現在で組合等数350、うち組合232、共済事業を行う市町村118となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は298（うち郡の区域を超える組合等数は171）となっている。

### (2) 運営指導

13年4月12日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、13年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月13日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象と

した検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

### (3) 団体等への助成

農業共済事業事務費負担金として、農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に係る人件費、庁費などの基幹的な事務を行うための経費を農業共済団体等に対して負担しており、また、農業共済事業特別事務費補助金として、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実施するための経費及び地域農政との連携を図りつつ、農業共済団体等が、自らの創意工夫を活かした活力ある事業運営を行うことを通じ、地域の実情に即し、農業者の需要に適応した農業共済事業の展開を図るための経費を、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として、事業運営の効率化を図るための事務処理の機械化、大規模畜産農家等のニーズに即した家畜の疾病予防体制の充実・強化に要する経費を農業共済団体等に補助している。平成13年度における交付実績は、全都道府県46連合会350組合等で、農業共済事業事務費負担金535億4,119万円、農業共済事業特別事務費補助金5億1,944万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金5億6,302万円となっている。

## 4 事業の実績（任意共済事業を除く）

### (1) 農業共済への加入状況

13年産（度）の各事業を通じての延加入数は3,008千戸であり、総共済金額は2兆9,157億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦、蚕繭及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では5割弱、果樹では25％程度と低位となっている。

### (2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,458億円であり、このうち国庫負担は727億円、農家負担は731億円、平均国庫負担割合は49.9％となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3％を境に50％と55％）をとっており、その他は定率で、畑作物55％、豚40％、その他の作目（水稻、果樹等）については50％と定められている。

### (3) 共済金の支払状況

13年産（度）において、災害のため農家に支払った共済金は合計で871億円であった。

### (4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業

を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。12年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

#### ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入142億1,636万円、預託金利息収入2,200万円の合計142億3,836万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰り入れを要しなかったので支出は皆無であり、全額翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

#### イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入422億1,523万円、支出97億2,906万円、差引324億8,617万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,853万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると323億6,764万円の剰余となる。この剰余金は積立金として積み立てることとして決算を結了した。

#### ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入440億9,702万円、支出308億8,386万円、差引132億1,315万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額118億5,875万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると13億5,440万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

#### エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入79億2,065万円、支出26億867万円、差引53億1,198万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額34億6,803万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると18億4,395万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

#### オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入43億2,397万円、支出24億1,375万円、差引19億1,021万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額7億1,672万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると11億9,349万円の剰余となる。この剰余金は積立金として積み立てることとして決算を結了した。

#### カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入11億1,662万円、雑収入等27万円の合計11億1,690万円、支出は農業共済再保険業務費11億1,690万円であり、差引885円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

## (5) 農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）

## の事業実績

13年度における農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

## ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、準備金25億6,776万円の計81億6,776万円であった。

## イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された19億9,164万円と、当期中に貸し付けた20億9,855万円の計40億9,019万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数17、貸付件数は56件であった。

## ウ 回収

回収金総額は21億5,398万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は19億3,621万円となった。

## エ 当期損益

当期における収入総額2億3,424万円に対し、支出総額は2億6,340万円で差引2,916万円の損失であった。



# 第6章 農村振興局

## 第1節 農山漁村及び中山間地域等の振興

### 1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努めた。特に少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しき、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

その際、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、また農村の有する豊かな自然環境との調和を図り、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進め、生活支持機能の向上を図った。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況にかんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、平成13年8月に政府市町村

合併支援本部がとりまとめた「市町村合併プラン」に各種事業を盛り込み、地域の共通の課題に対し複数の市町村が広域的に連携・機能分担を図りつつ施設整備を行うなど効率的・効果的な地域づくりを進めた。

さらに、農村の自立的な発展を図るため、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進した。

また、国民が進んで訪れ、暮らすことができる新しい故郷ともいべき農村の将来像として取りまとめられた「明日のふるさと21」、新しい時代における国土づくり、地域づくりの観点から農山漁村地域の将来像とその実現方策として取りまとめられた「新世紀の豊かな国土・地域・暮らしの創造―農山漁村地域新生への提言―」等の提言を今後の農村における地域づくりに向けた取組に活かした。

さらに、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）を踏まえて取りまとめられた「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」（平成13年8月30日公表）において、今後取り組むべき施策の柱の1つとして、都市と農山漁村の共生・対流が実現するよう、人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）を備えた新たなむらづくりを推進することを示した。

### 2 中山間地域等の振興

中山間地域等は、農家数、耕地面積、農業粗生産額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域等は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域等の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れて

いる生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や新山村振興業農林漁業特別対策事業を中心とした各種の施策を実施することにより、中山間地域等の活性化に努めている。

### (1) 各 種 事 業

#### ・新山村振興等農林漁業特別対策事業

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした多様な地域産業振興、山村と都市の交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開することとし、13年度は328地区において、国費175億2,409万円の補助を行っている。

事業内容は次のとおりである。

ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域

イ 事業費規模は一般型にあつては3.6億円、全部山村・特定農山村型にあつては5.4億円、広域型にあつては7.2億円

ウ 補助対象事業は以下のとおり

#### (ア) 農林漁業振興事業

地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産基盤及び近代化施設等の整備を行う事業

#### (イ) 就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等を整備する事業

#### (ウ) 山村・都市交流促進事業

多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業

#### (エ) 自然景観保全推進事業

森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する事業

#### (オ) 定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する事業

#### (カ) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等を整備する事業

#### (キ) 山村振興等地域連携推進事業

事業内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企

画・調整・調査等を行う事業

#### ・特定農山村総合支援事業

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画に即したソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村が1地区平均基金規模2,175万円の中山間地域振興資金の造成に必要な経費について補助率1/3を助成し、中山間地域の活性化の取組を支援するもので、平成13年度は101市町村において国費4億7,125万円の補助を行っている。

#### ・離島・へき地電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地域の電気導入事業につき、都道府県が補助する事業に対しての補助を行っている。

### (2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

#### ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、a～eの要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

#### a 急傾斜農用地

#### b 自然条件により小区画・不整形な田

#### c 草地比率の高い地域の草地

#### d 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）

#### e 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

#### イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

#### ウ 事業実施主体等

- a 事業実施主体 市町村
- b 予算額 33,000,363千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業を実施している。

予算額 1,500,020千円

### 3 特定地域の振興

#### ア 山村振興対策

13年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備3,542億21百万円、地域農林水産業の生産振興6億39百万円、各種支援活動の展開による地域の活性化15億32百万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援387億99百万円、公益的機能の高度発揮のための森林の整備等林野庁関連3,578億30百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸し付け制度を措置している。

#### イ 特殊土地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土地帯の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。13年度の農林水産業関連予算は、治山253億6百万円、農業農村整備1,879億34百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### ウ 過疎地域対策

13年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備3,542億21百万円、地域農林水産業の生産振興6億39百万円、各種支援活動の展開による地域の活性化13億66百万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援386億円、多面的機能の持続的発揮のための森林の整備等林野庁関連3,578億30百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都

道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

#### エ 豪雪地帯対策

13年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関係予算は、農業関係4,171億9百万円、林業関係934億45百万円、水産業関係2,276億51百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

#### オ 半島振興対策

13年度における農林水産省の関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備1,976億27百万円、農林地の保全・管理活動等への支援367億円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

#### カ 離島振興対策

13年度における離島振興に関する農林水産業関係予算は、

(ア) 国土保全関係49億61百万円（うち治山22億55百万円、農地海岸6億31百万円、漁港海岸20億75百万円）

(イ) 産業基盤整備667億91百万円（うち農業農村整備165億68百万円、森林整備29億79百万円、水産基盤整備472億44百万円）

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### キ 奄美群島振興対策

13年度における奄美群島振興に関する農林水産業関係予算は、

(ア) 公共事業では、

a 国土保全関係8億13百万円（うち治山3億41百万円、農地海岸3億72百万円、漁港海岸1億円）

b 産業基盤整備168億86百万円（うち農業農村整備127億62百万円、森林整備9億56百万円、水産基盤整備31億68百万円）

(イ) 非公共事業では

a さとうきび生産対策農業生産総合対策369億92百万円の内数

b 特殊病虫害特別防除 1億9百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### ク 活動火山周辺地域防災営農対策



火山の爆発に伴う降灰等により農産物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

13年度は、鹿児島県第9次、宮崎県第6次防災営農施設整備計画（いずれも11～13年度）に基づき防災営農対策を実施した。

13年度における防災営農対策の実施状況は表1のとおりである。

表1 13年度防災営農対策の実施状況（事業費）

（単位：千円）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 鹿児島県             |           |
| 公共事業             |           |
| 畑作振興深層地下水調査事業    | 10,800    |
| 非公共事業            |           |
| 降灰地域土壌等矯正事業      | 7,815     |
| 降灰防止・降灰除去施設等整備事業 | 2,979,420 |
| 宮崎県              |           |
| 非公共事業            |           |
| 降灰防止・降灰除去施設等整備事業 | 296,486   |

## 4 都市と農村の交流等の促進

### （1）都市農村交流対策事業

この事業は、全国段階における都市農村交流推進体制の強化、ふるさと情報の一元化による効果的な情報提供により、グリーン・ツーリズム等都市農村交流の国民への普及・定着化を図るとともに、農家民宿の開業や農作業体験活動等の指導者育成のための都市農村交流スクールの開設、専門家の人材バンクの設置、文部科学省との連携による子どもたちの農業農村体験活動の受入体制づくりの支援、都市側高齢者の農業農村体験活動の支援等、魅力ある地域づくりを推進するものである。

- a 事業主体 民間団体、都道府県、市町村等
- b 補助率 定額 1/2以内
- c 予算額 521,628千円

### （2）やすらぎの交流空間整備事業

緑・自然に対する国民のニーズの高まりを背景として、地域の活性化を図るとともに、食料・農業・農村基本計画に即し、都市住民の農業・農村に対する理解を深め健康的でゆとりある生活を実現するため、自然豊かな農村空間や伝統文化を活用した都市住民のやす

らぎの場の整備を目的として、平成12年度から実施しているものである。

- a 事業主体 市町村、農協、民間団体等
- b 補助率 定額 1/2以内
- c 予算額 577,421千円

### （3）都市農業支援事業

この事業は、農作業補助を行う都市住民の育成等の支援や都市農業への理解を深めるためのふれあい体験の機会を設けることにより、都市農業の維持・振興を図るとともに、併せて都市住民との共生に資するために実施している。

事業内容は次のとおりである。

#### ア．都市農業援農者育成支援事業

都市農業の維持・振興を図るため、援農者（都市住民による農作業補助）の育成、登録及び管理等を支援

#### イ．都市農業機能活用促進事業

都市農業への理解を深めるため、農業生産と都市生活とが近接する等の特性を活かしたふれあい体験の実施等を支援

- a 事業主体 市区、農業協同組合
- b 補助率 1/2以内
- c 予算額 15,048千円

### （4）遊休農地解消総合対策事業

この事業は、地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の解消活動の支援を行うとともに、遊休農地の農業的利用の推進を図る土地条件の整備等を行うことにより、優良農地を確保、地域農業の振興、土地利用の秩序化の計画的な推進を図るものである。

- a 事業主体 市町村、農協、全国農業会議所等
- b 補助率 定額 1/2以内
- c 予算額 608,191千円

## 5 農村における就業・所得機会の創出等

### （1）農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、13年3月末現在で1,218市町村において8,139社が導入され、約53万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

（ア）農村地域工業等導入実施計画は、9市町村で新たに策定されたが、その策定に必要な農家の意向等の

把握のための調査及び審議会運営費等について助成した。

(イ) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、13年度には7年度から12年度までの融資額132億円について引き続き利子補給を行い、新たに3億円の融資を行った。

(ウ) 農業構造の改善を促進するため46年度からほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用排水整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（農村総合整備事業の地域開発関連整備事業）を国庫補助率45%で実施してきたが、13年度には、継続3地区、新規1地区について事業を実施した。

(エ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、補助を行った。

## (2) 農業就業改善対策

### ア 就業機会創出支援事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、次の活動を実施した。

(ア) 都道府県段階においては、事業の実施方針の企画立案を行うとともに、市町村段階の行う就業に関する農業者への指導・助言活動、地域資源の利活用活動、企業誘致活動に対して指導等を行った。

(イ) 不安定兼業農家比率が高い等の条件にある市町村段階においては、地域の就業環境の改善方策を策定するとともに、農業就業面、農外就業面に係る問題を有する農業者に対しての指導及び助言、改善方策に基づく具体的な活動の検討・改善活動を実施した。

(ウ) 農産物等の地域資源を利活用した内発型の産業創出に積極的に取り組んでいる市町村においては、地域資源活用方策の検討を行うとともに、取組みを行う農業者等のグループに対する助言・指導活動を実施した。

(エ) 農村地域工業等導入に熱意のある市町村においては、農村地域工業等導入実施計画の策定に関し、検討を行うとともに、工場用地等の条件等についての広報活動等を実施した。

### イ 国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会（JATAK）は、中南

米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業について197,726千円を交付し事業の推進を図った。

### (ア) JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業

#### a 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロジェクト協力事業を実施した。

#### b 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに指導員による日系農業者等に対する研修、農業研修生の派遣に必要な研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。

#### c 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

#### d 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓蒙普及資料等の各種情報の提供を行った。

### (イ) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会等と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

## (3) 外国人研修

・外国人研修成果の向上・技能実習移行のための調査  
研修生受入れの問題点、対処法を調査し、効率的な非実務研修モデル、研修指導員等育成の検討、試行の実施及び技能実習移行のための研修成果評価試験の検討等を目的として、(財)国際研修協力機構等に対し、27,974千円で委託した。

## 第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

### 1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

また、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月から施行された。

更に、11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

#### (1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

#### (2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた（沖縄県については、47年度に定められた）。

#### (3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、13年3月末現在3,042地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,720万haに達しており、国土面積の約45.5%を占めている。

#### (4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、13年3月末現在3,040の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、13年3月末現在約497万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約428万haであり、農業振興地域内の農地の約

9割が農用地区域に含まれている。

#### (5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

##### ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

##### イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

#### (6) 優良農地等確保促進事業

農業振興地域制度は、農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定の推進により、農業の振興を図るべき地域の保全・形成と当該地域の整備に関し必要な施策を計画的に実施することに寄与しているところであるが、食料自給率の向上を図るために優良農地の確保が急務となる中で、農業と農業以外に利用する土地の競合が生じている地域においては、非農業的土地利用については農用地区域から除外される農地が多く、また、農業的土地利用についても、自給的農家や担い手農家等による土地利用の混在が生じており、計画的な土地利用への対応が重要な課題となっている。

このため、市町村整備計画の総合的な見直しを行う市町村のうち、土地利用に関する競合が生じているものにおいて、優良農地の確保等とその効率的利用の達成について実効性のある市町村計画の策定が図られるよう、優良農地等確保促進事業を平成13年度より実施した。

#### (7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと



認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

## 2 集落地域整備法

### (1) 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、都市計画区域と農業振興地域の重複する地域を中心に、都市住民と農村住民の混住化、兼業化の進展等から、虫食いの農地転用等による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動等による居住環境の悪化等の問題が生じている。

このような状況に対して、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域(集落地域)において、地域の合意形成を踏まえ、良好な営農条件及び居住環境の確保を図り、適正な土地利用を実現することを目的として、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)が制定された。

### (2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

## 3 農地転用の状況

### (1) 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成12年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外とも前年を下回り、農地転用面積合計では2万1,658ha(対前年比96.6%)、採草放牧地では116haとなっている。

### (2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が28.8%、「その他の業務用地」が30.3%、「導水路・鉄道用地」が14.1%で、これら三者で全体の約73%を

占める。

### (3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、農地法第4、5条許可・届出では「その他の法人・団体」(43.3%)、「農家以外の個人」(31.5%)、「農家」(20.4%)でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外では「地方公共団体」(54.8%)が過半を占め、次いで「農家」(18.2%)、「国」(13.7%)となっている。

## 第3節 農業農村整備事業等の推進

### 1 概 説

#### (1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成13年度においては、麦・大豆・飼料作物の生産振興に資する水田の汎用化の推進、野菜・果樹等の生産振興のため畑作地域の産地形成支援の強化、食料安定供給の基盤である基幹的水利施設の適時適切な整備・更新、食料安定供給と安全な地域づくりとして農地等の防災保全の推進、農村地域の情報化・高齢者福祉・環境保全等多様なニーズに対応した新たなインフラ整備の推進、中山間地域の活性化のための生産基盤と生活環境の一体的な整備の推進を図るため、計画的かつ効率的に事業を実施した。

さらに平成6年度に策定したウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策について、平成13年度当初予算において400億円を計上し、対策の推進を図った。

#### (2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円(調整費3兆6,000億円を含む。)に相当する事業を実施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議決定。その後、財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)の規定に基づき、計画期間を14年間に改定することとして、平成9年12月に閣議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

#### ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及

び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の14箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の14箇年間ににおいては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

(ア) 農用地総合整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業）

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せてほ場の大区画化を推進することを重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のために必要な事業を、畑については、畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の14箇年間ににおいては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ha、畑を約50万ha整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用

上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更）

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

(ウ) 防災事業（農用地の保全のため必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

(エ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の14箇年間ににおいて、農用地約10万haの造成を行うものとする。

## イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 国が行い又は補助する事業      | 32兆3,600億円 |
| (ア) 農用地総合整備事業     | 21兆9,500億円 |
| (イ) 基幹農業用排水施設整備事業 | 6兆3,300億円  |
| (ウ) 防災事業          | 2兆6,700億円  |
| (エ) 農用地造成事業       | 1兆4,100億円  |
| 地方単独事業等           | 5兆0,400億円  |
| 調整費               | 3兆6,000億円  |
| 合 計               | 41兆0,000億円 |

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

## 2 農業生産基盤整備事業

### (1) 基幹農業用排水施設の整備

#### ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあつては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあつては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあつては、受益面積おおむね200ha

以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

#### イ 13年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、ほ場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うこととなっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、13年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

#### ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源開発公営事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の13年度事業実施額は3,865億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

#### (ア) 国営かんがい排水事業

13年度における継続地区は農林水産省71地区、北海道52地区、沖縄4地区計127地区で、これらの地区においては12年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省5地区、北海道8地区計13地区は事業を完了した。

また、13年度においては、新たに農林水産省7地区、北海道6地区計13地区の新規着工並びに農林水産省1地区、沖縄1地区計2地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表3）

#### (イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設

表2 13年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

| 事業名          | 実施額<br>(千円)   | 実 施 地 区 数 |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|--------------|---------------|-----------|----------|----|----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----------|----|----|----|
|              |               | 農林水産省     |          |    |    |     | 北海道 |          |    |    |    | 沖縄 |          |    |    |    |
|              |               | 継続        | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続  | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計  | 継続 | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計  |
|              |               |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
| 国営かんがい排水     | (232,840,825) |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 279,843,000   | 70        | (5)      | 7  | 13 | 90  | 52  | (8)      | 6  | 12 | 70 | 4  | (-)      | 0  | 1  | 5  |
| （一般型）        | (226,785,255) |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 271,293,000   | 68        | (5)      | 7  | 13 | 88  | 52  | (8)      | 6  | 12 | 70 | 4  | (-)      | 0  | 1  | 5  |
| かんがい排水       | 255,783,000   | 64        | (5)      | 6  | 13 | 83  | 38  | (3)      | 3  | 12 | 53 | 4  | (-)      | 0  | 1  | 5  |
| 国営造成土地改良施設整備 | 5,140,000     | 4         | (-)      | 1  | —  | 5   | 2   | (-)      | 1  | —  | 3  | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 直轄明渠排水       | 10,370,000    | —         | (-)      | —  | —  | —   | 12  | (5)      | 2  | —  | 14 | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| （特別型）        | (6,055,570)   |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
| かんがい排水       | 8,550,000     | 2         | (-)      | —  | —  | 2   | —   | (-)      | —  | —  | —  | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 土地改良調査計画費    | 185,364       |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
| 補助かんがい排水     | (55,277,000)  |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 106,424,342   | 478       | (81)     | 49 | 0  | 527 | 46  | (21)     | 7  | —  | 53 | 28 | (9)      | 5  | 1  | 34 |
| かんがい排水       | (52,027,605)  |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 99,906,024    | 418       | (69)     | 31 | 0  | 449 | 38  | (17)     | 6  | —  | 44 | 28 | (9)      | 5  | 1  | 34 |
| 一般型          | (44,154,550)  |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 84,177,314    | 258       | (32)     | 12 | 0  | 270 | 22  | (8)      | 4  | —  | 26 | 28 | (9)      | 5  | 1  | 34 |
| 特定地域型        | (63,000)      |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 105,000       | 1         | (0)      | —  | —  | 1   | —   | (-)      | —  | —  | —  | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 広域農業基盤緊急整備型  | (609,000)     |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 1,221,600     | 5         | (0)      | 0  | 0  | 5   | —   | (-)      | —  | —  | —  | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 排水対策特別型      | (7,201,055)   |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 14,402,110    | 154       | (37)     | 19 | —  | 173 | 16  | (9)      | 2  | 0  | 18 | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 基幹水利施設補修     | (3,249,395)   |           |          |    |    |     |     |          |    |    |    |    |          |    |    |    |
|              | 6,518,318     | 60        | (12)     | 18 | —  | 78  | 8   | (4)      | 1  | 0  | 9  | 0  | (0)      | 0  | 0  | 0  |

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。  
 2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費。  
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。  
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。



表3 平成13年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

| 事業名              | 地帯名          | 完了地区                                         | 新規着工地区                                                                                        | 新規全体実施計画地区 |
|------------------|--------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| かんがい排水           | 農林水産省        | 山王海（二期）<br>猿ヶ石用水<br>最上川下流<br>大淀川右岸<br>喜界（一期） | 平鹿平野（一期）<br>最上川下流沿岸<br>大井川用水（二期）<br>綾川二期<br>大和紀伊平野（一期）<br>徳之島用水（二期）<br>いしかり<br>幌進（二期）<br>はまなか | 亀田郷        |
|                  | 北海道          | 北後志<br>厚沢部川<br>東郷                            |                                                                                               |            |
|                  | 沖 縄          |                                              |                                                                                               | 伊江         |
| 国営造成土地<br>改良施設整備 | 農林水産省<br>北海道 |                                              | 吉野川北岸<br>天塩川上流                                                                                |            |
| 直轄明渠排水           | 北海道          | 西大野<br>美咲<br>沙留<br>留辺蘂<br>大和                 | 昭栄西<br>アトサヌブリ                                                                                 |            |

について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を実施している。

13年度においては、継続地区552地区の事業を推進するとともに、このうち111地区を完了し、また、新たに61地区について着工した。

#### エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・水資源開発公団法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、13年度予算事業費373億8,254万円、うち農水補助金額133億6,771万円をもって、愛知用水二期、利根中央用水、木曽川用水施設緊急改築、香川用水施設緊急改築、豊川用水二期及び豊川総合用水の継続6地区を実施するとともに、印旛沼開発施設緊急改築を新たに着工した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては13年度予算事業費118億4,680万円、うち農水補助金額21億4,729万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合

口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

#### (2) 水田地帯の整備

##### ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、農地等の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、農地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を営農機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上とそれを担う経営体の育成等を図ることを目的として実施している。平成13年度においても本事業の積極的な推進に努めた。

(ア) 担い手育成に資する基盤整備と農地の利用集積  
土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

##### a ほ場整備事業（担い手育成型）

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造を実現するため、地域関係者の意向を踏まえ、農地の利用集積や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を策定し、ほ場の大区画化、汎用化等などの農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的かつ速やかに実施するものであって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%（離島55%、沖縄75%）で実施した。

## b 担い手育成基盤関連流動化促進事業

ほ場整備事業等の実施を契機として、農地の利用調整を支援することにより、担い手へのより質の高い農地の利用集積、農地流動化の一層の推進を図るため、担い手への農地の利用集積に応じた促進費の交付、土地利用調整事業に対する補助を行った。

また、ほ場整備事業等のハード事業の完了時まで、担い手の経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に無利子資金の貸付けを実施した。

## (イ) ほ場整備事業（一般型）

## a 一般型

区画整理事業に係る受益面積がおおむね200ha（市町村生産調整推進基本計画に即した営農計画が策定され、又は策定されることが確実と認められるもの及び沖縄県において行うものにあつては60ha、ただし農地利用権設定特別促進事業にあつては20ha）以上のものについて、国庫補助率45%（離島50%、沖縄75%）で実施した。

## b 大区画型（高生産性大区画ほ場整備事業）

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るため、おおむね1ha以上の大区画のほ場を地区の一定割合以上整備する事業であつて、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%（離島55%）で実施した。

## イ 土地改良総合整備事業

土地改良総合整備事業は、多様化、高度化する食料需要に対応しつつ、耕地の汎用化を促進し、農用地の高度利用を推進することにより、農業経営の安定化を図ることを目的として、都道府県が事業主体となり実施している。平成13年度においても、地域の実態に即した畑作物の生産振興及び農用地の高度利用のための条件を整備するため、土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

また、小規模零細地域農業基盤整備事業を実施し、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、さらに団体営土地改良事業等の実施予定地区にかかる調査設計事業に対する助成を行った。

## (ア) 土地改良総合整備事業（一般）

## a 一般型

本事業は、地域の実情に応じて、畑作振興及び水田の汎用化を図るため必要な事業を総合的・一体的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・

客土の事業のうち2以上の受益面積の合計が、おおむね60ha以上となる地区について、国庫補助率45%（北海道・特殊地域50%）で実施した。

## b 担い手育成型

本事業は、田畑混在地域又は概ね区画整理が終了した地域を対象として、作付地の集団化、ほ場の均一化を図ることにより、担い手への農用地の利用集積を促進し、安定的な農業経営の確立を図ること等を目的として実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（離島55%）で実施した。

## c 担い手支援型

本事業は、担い手への農用地の利用集積が見込まれる地域において、担い手の経営安定と担い手による優良農用地の維持確保を図るために必要となる農業基盤の整備を総合的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、受益戸数に占める担い手の割合又は受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10%以上であり、かつ、事業の実施によりこれらの担い手への農用地の利用集積が見込まれる地区について、国庫補助率50%で実施した。

## d 水田農業振興緊急整備型

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

## (イ) 小規模零細地域農業基盤整備事業

本事業は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が、平成8年度をもって期限切れになることに伴う措置として閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」に基づき実施するもので、地域の実情に応じて①ほ場整備、②土地改良総合整備、③農道整備事業、④かんがい排水の4事業を選択し、その受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

(ウ) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施計画書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

13年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況

|             | 地区数   | (単位：千円)     |
|-------------|-------|-------------|
| ほ 場 整 備 事 業 | 1,249 | 109,317,654 |
| 担 手 育 成 型   | 1,012 | 99,617,654  |
| 一 般 型       | 237   | 9,700,000   |
| 土地改良総合整備事業  | 503   | 30,381,559  |
| 一 般 型       | 489   | 27,666,313  |
| 小 規 模 零 細   | 14    | 1,240,696   |
| 調 査 設 計     | －     | 1,474,550   |

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約217万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しつつ、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、13年度における実施事業の実績及び地区数は表5のとおりであり、総額1,307億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。13年度においては、継続地区6地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成13年度においては、新規23地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上  
・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

(補 助 率) 50～75%

ウ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成13年度においては、新規31地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上  
・担い手農家の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

(補 助 率) 都道府県営：50～75%

(4) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、未墾地の開発や既耕地と未墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を



表5 13年度畑地帯総合整備事業の実施状況

| 事業名                | 実施額<br>(千円)                 | 実施地区数 |          |    |    |     |     |          |    |    |     |    |          |    |    |    |
|--------------------|-----------------------------|-------|----------|----|----|-----|-----|----------|----|----|-----|----|----------|----|----|----|
|                    |                             | 農林水産省 |          |    |    |     | 北海道 |          |    |    |     | 沖縄 |          |    |    |    |
|                    |                             | 継続    | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続  | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続 | うち<br>完了 | 着工 | 全計 | 計  |
| 畑地帯総合土地改良<br>パイロット | (16,534,000)<br>19,800,000  | —     | (-)      | —  | —  | —   | 6   | (-)      | 0  | 0  | 6   | —  | (-)      | —  | —  | —  |
| 畑地帯総合整備            | (58,626,277)<br>110,925,483 | 362   | (29)     | 32 | —  | 394 | 148 | (39)     | 19 | —  | 167 | 27 | (3)      | 3  | —  | 30 |
| 担い手育成型             | (36,310,809)<br>68,149,702  | 167   | (10)     | 13 | —  | 180 | 69  | (11)     | 7  | —  | 76  | 14 | (0)      | 3  | —  | 17 |
| 担い手支援型             | (5,608,742)<br>10,971,307   | 48    | (0)      | 19 | —  | 67  | 31  | (6)      | 12 | —  | 43  | 2  | (0)      | 0  | —  | 2  |
| 一般型                | (8,978,615)<br>17,647,143   | 87    | (12)     | —  | —  | 87  | 19  | (8)      | —  | —  | 19  | 4  | (1)      | —  | —  | 4  |
| 緊急整備型              | (7,728,111)<br>14,157,331   | 60    | (7)      | 0  | —  | 60  | 29  | (14)     | 0  | —  | 29  | 7  | (2)      | 0  | —  | 7  |

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む  
 2 実施額の上段( )は国費、下段は事業費  
 3 実施額は補正含み額

表6 農用地再編開発事業の実施状況

|           | 地区数 |          |    |    | 実施額(千円)    |            |
|-----------|-----|----------|----|----|------------|------------|
|           | 継続  | うち<br>完了 | 新規 | 計  | 事業費        | 国費         |
| 国営農地再編整備  | 15  | (5)      | —  | 15 | 16,330,000 | 13,830,308 |
| 農林水産省     | 7   | (1)      | —  | 7  | 9,870,000  | 8,502,308  |
| 北海道       | 8   | (4)      | —  | 8  | 6,460,000  | 5,328,000  |
| 農用地開発     |     |          |    |    |            |            |
| 国営農地開発    | 11  | (6)      | —  | 11 | 21,310,000 | 17,709,749 |
| 農林水産省     | 10  | (5)      | —  | 10 | 20,580,000 | 17,096,749 |
| 北海道       | 1   | (1)      | —  | 1  | 730,000    | 613,000    |
| 都道府県営農地開発 | 26  | (11)     | —  | 26 | 5,996,094  | 3,057,774  |
| 農林水産省     | 21  | (8)      | —  | 21 | 5,520,892  | 2,779,608  |
| 北海道       | 3   | (3)      | —  | 3  | 343,376    | 188,000    |
| 沖縄        | 1   | (0)      | —  | 1  | 26,826     | 21,000     |
| 奄美        | 1   | (0)      | —  | 1  | 105,000    | 69,166     |

主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主体とする農地開発事業に区分して実施している。事業種別の実施状況は表6のとおりである。

#### ア 国営農用地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

13年度は、継続15地区（農林水産省7、北海道8）を実施し、このうち5地区（農林水産省1、北海道4）が完了した。

#### イ 農用地開発事業

農用地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業については、平成元年度に事業制度を廃止し、継続中の地区の早期完了に向けて事業を推進しているところである。

13年度における実施地区数は、国営11地区（農林水産省10、北海道1）、都道府県営26地区（農林水産省21、北海道3、沖縄1、奄美1）であり、このうち国営6地区（農林水産省5、北海道1）、都道府県営11地区（農林水産省8、北海道3）が完了した。

#### (5) 国営干拓事業

##### ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあっては事業実施の翌年度から、特別型にあっては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成13年度における特別会計予算額の事業別内訳は表7のとおりである。

表7 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

|      |     |           |  | (単位：千円) |
|------|-----|-----------|--|---------|
| 事業区別 | 地区数 | 予算額       |  |         |
| 一般型  | 2   | 9,009,340 |  |         |
| 特別型  | 1   | 0         |  |         |
| 計    | 3   | 9,009,340 |  |         |

#### (6) 緑資源公団事業

##### ア 緑資源公団の経緯等

緑資源公団は、昭和31年に設立された森林開発公団が平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し、名称を緑資源公団に改組されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る

ための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされ、緑資源公団に改組された。公団の業務の追加に伴い、森林整備及びこれと併せて農用地整備を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的としている。

緑資源公団は現在行っている農用地総合整備事業の実施、調査中の地区の事業のみを継承。海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施する。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を実施することとなった。

平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、緑資源公団は独立行政法人化されることとなった。

##### イ 業務内容

緑資源公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益

面積が1,000ha以上)、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持保全を図る。補助率は55%以内（基幹農林道は2/3以内）である。

#### ウ 業務の実施状況

##### (ア) 緑資源公団国内業務

###### a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、利根沼田区域（群馬県）のほか11区域を継続実施するとともに、安房南部区域（千葉県）について新規着工を行った。また、下閉伊北区域（岩手県）及び郡山区域（福島県）の計2区域について全体実施設計を行った。

###### b 特定中山間保全整備事業

13年度から阿蘇小国郷区域（熊本県）について全体実施設計を行った。

なお、13年度における実施状況は、表8のとおりである。

表8 13年度緑資源公団国内事業の実施状況

| (単位：千円)     |     |            |            |
|-------------|-----|------------|------------|
| 事業名         | 区域数 | 事業費        | 国費         |
| 緑資源公団事業     | 16  | 33,003,000 | 22,808,553 |
| 農用地総合整備事業   | 15  | 32,853,000 | 22,658,553 |
| 特定中山間保全整備事業 | 1   | 150,000    | 150,000    |

##### (イ) 緑資源公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、またブルキナファソ国にて砂漠化防止対策推進体制検討調査を、ならびに、ラオス国及びチリ国においてプロジェクト方式技術協力事業の実施に対する支援業務（村づくり協力）を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、地下ダムを利用した環境保全型水資源開発等の基礎調査を実施した。

なお、13年度における実施状況は表9のとおりである。

表9 13年度緑資源公団海外事業の実施状況

(単位：千円)

##### (1) 受託事業

開発調査（農業農村開発に関するマスタープラン作成）

マリ国セグー地方南部砂漠化防止計画調査

ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査

プロジェクト方式技術協力事業の支援業務

ラオス・ヴィエンチャン県農業農村開発計画

チリ・住民参加型農村環境保全計画

受託額 406,116

##### (2) 補助事業

海外村づくり基礎調査 補助額 39,785

砂漠化防止等環境保全対策調査 ” 276,808

農地・土壌侵食防止対策基礎調査 ” 244,209

環境保全型水資源開発基礎調査 ” 84,000

##### エ 特殊法人等整理合理化計画

緑資源公団は、行政改革の一環として、平成13年12月19日の閣議決定における「特殊法人等整理合理化計画」により、海外農業開発事業については、「客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。」とされた。

##### (7) 土地改良調査計画

###### ア 土地改良調査計画

13年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、水に関する国際的な議論の動向や主要国の水利制度等の調査・分析、我が国の農業水利のあり方の検討、水田基盤の土壌動態把握、生産基盤の省力管理技術の検討、農業農村整備事業で導入する施設における廃棄物等の地域資源の効率的な活用方法の検討等について調査を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表10のとおりである。

###### イ 13年度国営等調査

13年度において、実施した地区は表11のとおりである。



表10 13年度土地改良調査計画費

| 事 項               | (単位：千円)    |           |         |
|-------------------|------------|-----------|---------|
|                   | 農林水産省      | 北 海 道     | 沖 縄     |
| 土地改良調査計画費         | 12,675,772 | 3,170,004 | 611,508 |
| (農 地)             |            |           |         |
| 農業基盤整備基礎調査費       | 190,000    | 22,000    | 3,000   |
| 農業基盤整備支援調査費       | 192,344    | 6,350     | 5,570   |
| 広域基盤整備計画調査費       | 529,000    | 200,000   | —       |
| 地域整備方向検討調査費       | 739,160    | 347,500   | 38,000  |
| 国営等事業地区計画費        | 892,000    | 574,000   | 103,000 |
| 事業計画管理地区調査費       | 246,865    | 74,075    | 14,900  |
| 広域農業基盤整備管理調査費     | 3,730,894  | 1,727,219 | 262,719 |
| 都道府県営事業地区計画費      | 253,000    | 25,000    | 11,000  |
| 計画技術指針作成調査費       | 192,326    | 28,500    | 8,500   |
| 農業水利基本調査費         | 182,364    | 10,500    | 2,150   |
| 地下水調査費            | 152,813    | 7,800     | 75,200  |
| 土地利用計画調査費         | 47,600     | 2,200     | 600     |
| 農村整備・活性化基本調査費     | 183,941    | 16,600    | 15,600  |
| 地域基本計画調査費         | 66,000     | —         | —       |
| 農業農村整備事業計画検討調査費   | 207,659    | 3,000     | 2,000   |
| 農業生産基盤整備推進調査費     | 47,000     | 10,000    | 4,000   |
| 農村整備推進調査費         | 76,000     | 11,000    | —       |
| 畑作対応水田基盤管理技術策定調査費 | 42,800     | 7,200     | —       |
| 農村総合開発整備調査費       | 40,000     | —         | —       |
| 農村振興整備状況調査費       | 56,626     | —         | —       |
| 農村振興目標・方策調査費      | 26,308     | —         | —       |
| 農村多面的機能合意形成調査費    | 14,751     | —         | —       |
| 多面的機能維持増進調査費      | 125,000    | —         | —       |
| 地すべり調査費           | 78,000     | —         | —       |
| 農業農村整備推進環境保全技術調査費 | 198,100    | —         | —       |
| 農業用水資源環境基礎調査費     | 68,000     | 9,500     | 2,500   |
| 貯水池堆砂評価活用技術確立調査費  | 29,500     | 7,500     | —       |
| 技術調査費             | 3,558,282  | 31,013    | 60,402  |
| 事業実施調査費           | 204,429    | 13,513    | 278     |
| 土地改良事業等推進調査費      | 84,762     | 17,937    | 353     |
| 土地改良施設管理調査費       | 90,983     | 15,964    | 1,216   |
| 公団事業推進調査費         | 37,793     | 1,633     | —       |
| 補助事業審査指導費         | 82,472     | —         | 520     |
| 土地改良専門技術者育成対策費    | 9,000      | —         | —       |
| 農業生産基盤整備調査計画費補助   | 59,150     | 13,750    | 3,750   |

表11 13年度国営等地区調査の実施状況

| 区 分         | 農林水産省 |    |    |    | 北 海 道 |    |    |    | 沖 縄 |    |   |    |
|-------------|-------|----|----|----|-------|----|----|----|-----|----|---|----|
|             | 継続    | 新規 | 計  | 完了 | 継続    | 新規 | 計  | 完了 | 継続  | 新規 | 計 | 完了 |
| 土地改良事業地区    | 8     | 2  | 10 | 5  | 7     | 4  | 11 | 5  | 1   | —  | 1 | 1  |
| 一 般         | 8     | 2  | 10 | 5  | 4     | 3  | 7  | 3  | 1   | —  | 1 | 1  |
| 直轄明渠排水      | —     | —  | —  | —  | 3     | 1  | 4  | 2  | —   | —  | — | —  |
| 農地再編整備事業地区  | —     | —  | —  | 2  | 2     | 1  | 3  | —  | —   | —  | — | —  |
| 《国 営 地 区 計》 | 8     | 2  | 10 | 7  | 9     | 5  | 14 | 5  | 1   | —  | 1 | 1  |
| 農用地等整備地区    | —     | —  | —  | 1  | 1     | —  | 1  | 2  | —   | —  | — | —  |
| 特定中山間保全整備地区 | —     | —  | —  | 1  | —     | —  | —  | —  | —   | —  | — | —  |
| 《国営等地区 合計》  | 8     | 2  | 10 | 9  | 10    | 5  | 15 | 7  | 1   | —  | 1 | 1  |

### 3 農村整備事業

#### (1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

#### ア 広域営農団地農道整備事業

##### (広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

#### イ 広域営農団地農道整備事業

##### (アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であつて、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

#### ウ 広域営農団地農道整備事業

#### (中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもつて都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

#### エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(オ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

(ウ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良

(オ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

#### オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金

となっている。

#### カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成13年度における農道整備事業の実施状況は表12のとおりである。

表12 平成13年度農道整備事業の実施状況

| 事業区分                | 地区数 | 国費(当初)額千円  |
|---------------------|-----|------------|
| 広域営農団地農道整備事業        | 285 | 57,189,855 |
| 一般農道整備事業            | 543 | 12,298,048 |
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 771 | 37,144,479 |

### (2) 農村総合整備事業

#### ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めたところである。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 32 国費 3,632百万円

#### イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設したものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めたところである。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 374 国費 20,263百万円

#### ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 4 国費 73百万円

#### エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 34 国費 2,711百万円

#### オ 地域開発関連整備

##### (ア) 土地利用秩序形成型

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであつて、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率45%で実施した。

##### (イ) 地域整備関連促進型

地域整備関連総合整備事業は、地域において展開される社会資本や定住環境の整備、就業機会の増大等を目的とした地域の活性化に資すると認められる構想等と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤を総合的に整備し、当該構想の円滑な推進と農業の生産性の向上等を図ることを目的に実施するので、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理のいずれか又は2以上の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%（特殊地域55%）で実施した。

### (3) 農村振興総合整備事業

#### ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。（平



成13年度創設)

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 121 国費 10,147百万円

#### イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。(平成13年度創設)

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 92 国費 4,971百万円

#### (4) 田園整備事業

##### ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 51 国費 4,214百万円

##### イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 5 国費 684百万円

#### (5) 地域用水環境整備事業

##### ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能(地域用水機能)を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

##### (ア) 地域用水環境整備型

農業水利施設の保管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。

実施地区数 291 国費 9,744百万円

新規採択地区数 32 新規採択総事業費 85億円

##### (イ) 歴史的施設保全型

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、

施設の補修等を実施。

実施地区数 2 国費 89百万円

#### (6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50%(内地、北海道)・60%(奄美)及び75%(沖縄)であり、平成13年度には継続1,139地区の事業を実施するとともに、176地区について新規着工を行った。

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業(平成5年度から平成14年度までに着手する事業)を継続して実施した。

#### 農業集落排水事業の実施状況

(単位:千円)

|          | 12年度        | 13年度        |
|----------|-------------|-------------|
| 農業集落排水事業 | 163,015,189 | 147,201,000 |

#### (7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%(北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%)で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

13年度における実施地区数は、590地区(うち新規70地区)

|        | 12年度<br>(千円) | 13年度<br>(千円) |
|--------|--------------|--------------|
| 中山間地域  |              |              |
| 総合整備事業 | 77,414,675   | 86,208,701   |

#### 4 農地等保全管理事業

##### (1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

##### (項) 農地等保全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉍毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われている。

13年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

表13 13年度農地防災等事業の実施状況

| 区 分                       | 実 施 額       |             | ( )は全計地区で外数 |     |       |     |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------|-----|
|                           | 事業費<br>(千円) | 国 費<br>(千円) | 地 区 数       |     |       |     |
|                           |             |             | 継 続         | 新 規 | 計     | 完 了 |
| 国 営 総 合 農 地 防 災 事 業       | 55,147,078  | 41,944,172  | 26          | 2   | 28    | 0   |
| 直 轄 地 す べ り 対 策 事 業       | 6,618,168   | 6,618,168   | 8           | 0   | 8     | 1   |
| 農 地 防 災 事 業               |             |             |             |     |       |     |
| 防 災 ダ ム 事 業               | 10,024,169  | 5,392,230   | 64          | 10  | 74    | 18  |
| た め 池 等 整 備 事 業           | 54,055,585  | 28,191,903  | 875         | 398 | 1,273 | 357 |
| 湛 水 防 除 事 業               | 41,617,847  | 21,578,614  | 189         | 35  | 224   | 21  |
| 農 地 保 全 事 業               |             |             |             |     |       |     |
| 地 す べ り 対 策 事 業           | 20,974,448  | 10,464,481  | 494         | 42  | 536   | 115 |
| 農 地 保 全 整 備 事 業           | 17,003,673  | 9,202,484   | 219         | 15  | 234   | 28  |
| 農 村 環 境 保 全 対 策 事 業       |             |             |             |     |       |     |
| 水 質 保 全 対 策 事 業           | 8,465,816   | 4,730,029   | 70          | 10  | 80    | 14  |
| 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業   | 2,670,358   | 1,383,298   | 5           | 0   | 5     | 0   |
| 地 盤 沈 下 対 策 事 業           | 10,792,760  | 5,875,337   | 29          | 6   | 35    | 2   |
| 総 合 農 地 防 災 事 業           | 3,825,943   | 2,058,725   | 19          | 3   | 22    | 2   |
| 中 山 間 総 合 整 備 事 業         |             |             |             |     |       |     |
| 中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業 | 4,412,150   | 2,420,065   | 67          | 13  | 80    | 14  |
| 農 業 用 施 設 災 害 関 連 事 業     |             |             |             |     |       |     |
| 鉍 毒 対 策 事 業               | 1,134,000   | 567,000     | 3           | 0   | 3     | 0   |
| 計                         | 236,741,995 | 140,426,506 | 2,068       | 534 | 2,602 | 572 |

##### (2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全

していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

#### ア 国営造成施設管理事業等

##### (ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で13年度は5地区で実施した。

##### (イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で13年度は1地区で実施した。

##### (ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で13年度は20地区で実施した。

##### (エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で13年度は2地区で実施した。

##### (オ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で13年度は30地区で実施した。

##### (カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で13年度は204地区で実施した。

##### イ 土地改良施設技術管理事業

##### (ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で13年度は32道県で実施した。

##### (イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備又は水管理体制の再編整備を行う事業並びに土地改良財産管理台帳の諸元や図面等の電算システム開発を全土連において実施する事業で13年度は295地区で実施した。

##### (ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で13年度は36地区で実施した。

##### (エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で13年度は3地区で実施した。

##### (オ) 基幹施設管理強化対策事業

国営土地改良事業により造成したダムの上下流における開発行為による洪水時等におけるダム管理の社会的要請に対応するため、ダムの防災機能強化を図る事業で13年度は2地区で実施した。

##### (カ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

##### (キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業

施設管理技術の向上対策強化のため、全土連が研修を行う事業で13年度は全国8ブロックで実施した。

##### (ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営及び国営附帯県営事業により造成された農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で13年度は6地区で実施した。

##### (ケ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の水利団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、水利団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で13年度は5地区で実施した。

##### (コ) 実施状況 (13年度)

|                     | 予算額 (千円)  |
|---------------------|-----------|
| 直 轄 管 理 事 業         | 878,351   |
| 広域農業水利施設総合管理事業      | 394,930   |
| 国営造成施設水利管理事業        | 190,000   |
| 国営造成施設権利調整対策事業      | 36,000    |
| 国営造成施設県管理補助事業       | 1,774,892 |
| 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 | 1,407,611 |
| 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業  | 562,061   |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業    | 4,260,747 |
| 土地改良施設修繕保全事業        | 700,304   |
| 水利施設総合管理システムモデル事業   | 24,447    |
| 基幹施設管理強化対策事業        | 39,420    |
| 土地改良施設安全管理推進事業      | 20,000    |
| 土地改良施設管理技術強化対策事業    | 12,000    |
| 農業水利施設台帳整備事業        | 11,041    |
| 農 業 水 利 保 全 支 援 事 業 | 18,999    |

## 5 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施



表14 13年度海岸保全事業の実施状況

| 区 分                 | 実 施 額            |                | 地 区 数 |     |     |     |
|---------------------|------------------|----------------|-------|-----|-----|-----|
|                     | 事 業 費<br>( 千 円 ) | 国 費<br>( 千 円 ) | 継 続   | 新 規 | 計   | 完 了 |
| 海岸保全施設整備事業(直轄)      | 4,492,695        | 4,492,695      | 4     | 0   | 4   | 1   |
| 海岸保全施設整備事業(補助)      | 15,866,361       | 8,401,600      | 170   | 3   | 173 | 27  |
| 海岸環境整備事業(補助)        | 3,894,000        | 1,298,000      | 34    | 2   | 36  | 4   |
| 公有地造成護岸整備事業<br>(補助) | 195,000          | 78,000         | 3     | 0   | 3   | 1   |
| 計                   | 24,448,056       | 14,270,295     | 211   | 5   | 216 | 33  |

設の整備を実施した。13年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

## 6 災害復旧事業

### (1) 概況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

### (2) 新規災害

13年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

表15 13年災被害額

| 区 分           | 箇所数    | 被害額(千円)    |
|---------------|--------|------------|
| 直 轄 ・ 代 行     | 1      | 200,000    |
| 農 地           | 11,960 | 18,798,600 |
| 農 業 用 施 設     | 12,996 | 39,281,380 |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 25     | 442,000    |
| 計             | 24,982 | 58,721,980 |

平成13年5月29日から7月18日までの間における梅雨前線による豪雨9月14日指定 政令第301号

平成13年9月2日から同月7日までの間の豪雨11月16日指定 政令第353号

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の13年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 13年度新規発生災害の事業実施状況

| 区 分             | 事業費(千円)    | 国 費(千円)    |
|-----------------|------------|------------|
| 直 轄             | 186,055    | 185,869    |
| 農 地             | 6,358,727  | 5,684,702  |
| 農 業 用 施 設       | 17,942,803 | 16,866,235 |
| 海 岸 保 全 施 設 等   | 125,119    | 84,831     |
| 計               | 24,612,704 | 22,821,637 |
| 農地災害関連区画整備      | 0          | 0          |
| 農 業 用 施 設 関 連   | 0          | 0          |
| 海岸保全施設等関連       | 0          | 0          |
| 農 村 生 活 環 境 施 設 | 25,124     | 12,562     |
| 災害関連緊急地すべり      | 206,136    | 103,068    |
| 計               | 231,260    | 115,630    |
| 合 計             | 24,843,964 | 22,937,267 |

### (3) 過年災害

12年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち12年度に完了しなかったものの、13年度における事業の実施状況は、表17。

表17 13年度過年災害の事業実施状況

| 区 分        | 事業費(千円)         | 補助金(千円)   |
|------------|-----------------|-----------|
| 直轄         |                 |           |
| 農地         | 1 2年災 259,839   | 253,603   |
|            | 1 1年災 163,692   | 149,451   |
|            | 1 2年災 702,656   | 613,419   |
| 農業用施設      | 1 1年災 509,144   | 484,705   |
|            | 1 2年災 2,011,443 | 1,886,734 |
| 海岸保全施設等    | 1 1年災 38,731    | 26,531    |
|            | 1 2年災 6,271     | 5,638     |
| 農業用施設関連    | 1 1年災 0         | 0         |
|            | 1 2年災 0         | 0         |
| 農地災害関連区画整備 | 1 1年災 0         | 0         |
| 災害関連農村生活環境 | 1 1年災 0         | 0         |
|            | 1 2年災 107,474   | 53,737    |
| 計          | 3,799,250       | 3,473,818 |

## 7 その他の事業

### (1) ふるさと水と土ふれあい事業

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」とも連携し、土地改良施設及びこれと一体的に保全する事が必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、土地改良施設等の保全整備等を多様な地域状況に対応して先導的に実施する。

採択基準は、

①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村

②地域住民活動促進措置がなされ、これを支援する観点から本事業を実施することが適当と認められる市町村

を対象とする。

都道府県、市町村又は土地改良区が事業主体となり事業を実施し、補助率は、55%（沖縄にあっては2/3）である。

13年度実施地区数は、94地区

|                   | 12年度<br>(千円) | 13年度<br>(千円) |
|-------------------|--------------|--------------|
| ふるさと水と土<br>ふれあい事業 | 3,000,000    | 2,600,000    |

### (2) 棚田地域等保全整備事業

棚田地域等は、勾配が急などの理由により、農業生産基盤や生活環境施設の整備の遅れ、過疎化・高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加しており、多面的機能の低下が懸念されている。このため、棚田地域等

において、営農の継続を通じた多面的機能の維持を図るため、地域の実情に即した簡易な整備等を実施する。

採択基準は

①勾配1/20以上の農用地が当該地域の全農用地面積の1/2以上を占める地域

②受益面積1ha以上

③受益戸数3戸以上

都道府県、市町村または土地改良区が事業主体となり事業を実施し、補助率は、55%（計画策定事業と棚田保全推進事業は50%）

13年度実施地区数は、92地区

|                 | 12年度<br>(千円) | 13年度<br>(千円) |
|-----------------|--------------|--------------|
| 棚田地域等保全<br>整備事業 | 200,000      | 1,550,000    |

### (3) 農村振興地域情報基盤整備事業

本事業は、農村地域における高度情報通信基盤を整備し、地域内の地方公共団体、農協、土地改良区等のネットワークを構築することにより、農業を中心とした地域情報の集積・共有・利活用による農業の高度化と農村の活性化を推進するものである。

農村振興地域情報基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

|       |   |    |          |
|-------|---|----|----------|
| 実施地区数 | 9 | 国費 | 1,025百万円 |
|-------|---|----|----------|

### (4) 農村振興都市近郊交流基盤整備事業

本事業は、農業・農村の多面的機能が効果的に発揮され、都市住民に広く理解されるよう、都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興都市近郊交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

|       |   |    |       |
|-------|---|----|-------|
| 実施地区数 | 3 | 国費 | 60百万円 |
|-------|---|----|-------|

## 第4節 土地改良制度等

### 1 土地改良制度

#### (1) 土地改良法等の改正

##### ア 土地改良法の改正

土地改良事業をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、土地改良法の一部を改正する法律（平成13年法律第82号）が平成13年6月29日に公布され、平成14年4月1日から施行されることとされた。この改正の主な内容は以下のとおりである。

① 食料・農業・農村基本法において、農業生産基盤の整備に当たっては環境との調和に配慮することと

されたことを踏まえ、土地改良事業の施行に当たっての原則に「環境との調和への配慮」を位置付けた。

② 地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施のため、土地改良事業の計画の概要につき行っていた「市町村長の意見の聴取」を「市町村長との協議」とするとともに、国営・都道府県営土地改良事業について意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けた。

③ 土地改良施設の適切な維持保全のため、土地改良区が国又は都道府県に対して更新事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に、市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる施設更新事業の範囲を拡充した。

④ これまで廃止に係る手続を定めていなかった国営・都道府県営土地改良事業について、廃止に係る手続を規定した。

#### イ 土地改良法施行令の改正

##### (ア) 土地改良法改正に伴う改正

土地改良法改正に伴う土地改良法施行令改正の主な内容は以下のとおりである。

① 個々の土地改良事業の適否を判断する際の基準となる「土地改良事業の基本的要件」の1つとして「環境との調和に配慮したものであること」を追加した。

② 国又は都道府県が行う申請によらない施設更新事業のうち同意徴集手続を簡素化することができるものの要件を、他の施設更新事業の場合と同様に定めた。

##### (イ) 平成13年度予算に関連した改正

樹園地における農業生産基盤の整備を推進するため、畑の改良又は集団化を目的として行う都道府県営土地改良事業等について、申請要件の特例措置が設けられた。

#### ウ 土地改良法施行規則の改正

土地改良法改正に伴う土地改良法施行規則改正の主な内容は以下のとおりである。

① 土地改良事業の開始の認可申請の際に定める土地改良事業計画の記載事項として「環境との調和についての配慮に関する事項」を追加するとともに、都道府県知事が認可申請を審査する際の専門技術者による報告事項に、「当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであるかどうかについての意見」を追加した。

② 国営・都道府県営土地改良事業を実施すべきことを申請しようとする者等は、土地改良事業の計画の概要を公告縦覧し、意見がある者は意見書を提出することができることとされたことに伴い、計画の概要の公告は申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示して行うこと等が定められた。

③ 国営・都道府県営土地改良事業の廃止手続の際に、事業参加資格者の3分の2以上の同意を得るために公告する事項が、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項と定められた。

#### (2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

##### (ア) 設立等

平成13年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表18 土地改良区等の地区数・面積

|          | 土地改良区     | 土地改良区連合 | 計         |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 前年度地区数   | 7,004     | 89      | 7,093     |
| 本年度設立地区数 | 52        | 0       | 52        |
| 本年度解散地区数 | 240       | 0       | 240       |
| 現在地区数    | 6,816     | 89      | 6,905     |
| のべ面積(ha) | 2,972,649 | 339,770 | 3,312,419 |

土地改良事業団体連合会 48団体、都道府県土地改良事業団体連合会 9,629会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）6,174、市町村3,164、農業協同組合等291）

##### (イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。毎年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務内容等を勘案して検査計画を作成し、この計画に基づき農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し、検査を実施している。1土地改良区当たり3年に1回の割合で検査を行うこととしている。

#### イ 国営関連土地改良整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制が不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

#### ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農家意識の多様化等を背景として、土地改良事業の工事の実施、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施する。また、これにあわせて当該土地



改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修会の開催等を実施した。

なお、平成13年度は、2億5,376万円を計上し、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が実施した上記各事業に対し助成を行った。

#### エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等、土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実情にある。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

なお、平成13年度から、土地改良区の統合整備の円滑化を図り、もって土地改良施設の適正な維持管理を推進するため、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修に要する土地改良区統合整備連携緊急対策事業を追加した。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、市町村生産調整推進基本計画に資するために当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施設改善対策事業を実施するとともに、一定水準以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増嵩分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

なお、平成13年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位：千円)

|        | 12年度       | 13年度       |
|--------|------------|------------|
| 年間総事業費 | 14,211,188 | 13,745,860 |
| 国庫補助額  | 4,344,359  | 4,218,846  |

#### オ 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が水と土についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化してきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待し得ない事態が生じてきている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおおむね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正管理区域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、②土地改良事業団体連合会の支援の下、都道府県の統合整備基本計画及び活性化構想に基づき土地改良区の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③都市化・混住化による農外利用の影響を受けている農業用排水路などを管理する土地改良区が、市町村と管理費用の分担計画の策定を行う「市町村協議型」、平成13年度から土地改良区の管理負担を軽減するため、地域住民と協定を締結し、地域住民の土地改良施設管理への参画を促す「地域住民参画型」からなる農業用排水路等利用調整活用促進事業、④集落管理組織の脆弱化に対処し、今後とも農業用排水施設の適正な維持管理を図るため、農業用水管理系統再編計画の策定を行う農業用水管理系統再編整備事業を実施した。

なお、平成13年度予算額は、2億8,242万円である。

#### (3) 農用地の集団化

##### ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに、都道府県、中央換地センター、道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお、平成13年度予算額は、3億3,722万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

##### イ 農用地等集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化  
分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上できわめて重要であるので、土地改良法に基づき、ほ場整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施した。

(イ) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに実施する農道等の整備、ほ場均平の整備を実施した。

(ウ) 農用地等集団化事業の実施状況

平成13年度における事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 農用地等集団化事業実施状況

| 種 別       | 事業量                   | 事業費<br>(千円) | 補助金<br>(千円) |
|-----------|-----------------------|-------------|-------------|
| 農用地等集団化事業 |                       |             |             |
| 農林水産省     | { 136地区<br>11,830ha } | 561,341     | 293,990     |
| 北 海 道     | { 32地区<br>8,460ha }   | 328,410     | 178,178     |
| 沖 縄       | { 7地区<br>336ha }      | 12,928      | 10,257      |
| 計         | { 175地区<br>20,626ha } | 902,679     | 482,425     |
| 交換分合附帯農道等 |                       |             |             |
| 農林水産省     | —                     | 0           | 0           |
| 北 海 道     | —                     | 61,163      | 33,575      |
| 沖 縄       | —                     | —           | —           |
| 計         | —                     | 61,163      | 33,575      |

(注) 事業量欄は、換地等調整及び交換分合の地区数と面積である。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、13年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表21のとおりである。

表21 管理委託実績 (13年度末)

|               |          |
|---------------|----------|
| 国営土地改良事業完了地区数 | 1,545地区  |
| 管理委託済施設数      |          |
| ダム、頭首工、揚水機場等  | 1,202施設  |
| 水路、道路         | 14,200km |

(5) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表22のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額は補助残資金1,884万円で前年比44.1%、非補助資金は融資実績なしで、合計1,884万円で前年比44.1%となった。

表22 13年度貸付決定額

| (単位:百万円, %) |                 |                 |      |
|-------------|-----------------|-----------------|------|
|             | 13年度貸付<br>決定額 A | 12年度貸付<br>決定額 B | A/B  |
| 農業基盤整備資金    |                 |                 |      |
| (耕地)        | 36,108          | 45,642          | 79.1 |
| 補 助         | 25,283          | 33,872          | 74.6 |
| 県 営         | 19,949          | 26,879          | 74.2 |
| 団 体 営       | 5,334           | 6,993           | 76.3 |
| 非 補 助       | 10,825          | 11,770          | 92.0 |
| 一 般         | 10,825          | 11,770          | 92.0 |
| 利 子 軽 減     | 0               | 0               | 0    |
| 担い手育成農地集積資金 |                 |                 |      |
| 積 金         | 15,920          | 16,909          | 94.2 |
| 合 計         | 52,028          | 62,551          | 83.2 |

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表22のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額が4,011万円で前年比91.8%であった。

(6) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償

還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成13年度末現在で、802地区認定している。

#### イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成13年度末現在で、1,691地区認定している。

#### ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成13年度末現在で、27地区認定している。

#### エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成13年度末現在で、39地区指定している。

#### オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成13年度分の利子補給を行った。

## 2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、取水量が毎秒1 m<sup>3</sup>以

上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表23のとおりである。

**表23** 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

| 年度 | かんがい | 発電 | 計  |
|----|------|----|----|
| 9  | 35   | 5  | 40 |
| 10 | 30   | 2  | 32 |
| 11 | 17   | 1  | 18 |
| 12 | 11   | 2  | 13 |
| 13 | 19   | 3  | 22 |

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。